

しあわせな ばしょ たくさんつくろう

# あったか しばた つながる 地域福祉プラン

第2期 新発田市地域福祉(活動)計画



新 発 田 市

社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会

## はじめに

少子高齢化が加速し、人口減少問題、子育て支援の充実や生活困窮者の自立支援の推進が求められているなど、社会全般が大きく変化しています。そのような状況の中、地域に暮らすだれもが、自分らしく健康で自立した生活を送り、生きることの喜びを見出していける地域社会を実現するために、市民や福祉関係者、行政が相互に知恵を出しながら、地域において力を合わせた活動を継続的に行っていくことがますます重要になってきています。



新発田市では、市民の方々が地域で共に支え合い、育み、助け合う「地域のきずなづくり」の実現に向け、これまで児童・障害者・高齢者ごとに策定されてきた社会福祉関連の計画を地域福祉の観点から横断的に連携し、新たな地域住民の生活課題に対応できるよう、新発田市と新発田市社会福祉協議会が協働して、平成 25 年度に新発田市地域福祉（活動）計画を策定いたしました。

この計画の基本理念を「すべての市民が住みなれた地域でともに支え合い、安心して暮らせる福祉の地域づくり」として、市内を 17 地区に分けた全域において、住民、自治会、福祉関係者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を認識しながら、地域の魅力や現状、これからの目指す地域像、その実現のための具体的な取組などを協議し、それぞれの地域における未来像について地区福祉活動計画として策定を進めてきたところであります。

第 2 期計画では、これまで計画の基本理念を継承し、地域の様々な課題に対して自助・共助（互助）・公助の三助により、地域全体が一体となって生活上の不安や課題の解決を図り、「支え合いの地域づくり」のため、地域福祉を総合的に推進し、本市が目指す将来都市像である「住みよいまち日本一 健康文化田園都市・しばた」の実現に向けて努めてまいります。

これからも市民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、市民、地域団体、事業者、社会福祉協議会、行政などそれぞれの立場で、地域課題を共通認識し、その解決に向かって主体的に取り組む必要があります。今後も、市民の皆様には地域福祉の推進に格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、大変貴重なご意見、ご提言をいただきました新発田市地域福祉（活動）計画策定委員をはじめ、市民の皆様、関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月

新発田市長 **二階堂 馨**

## 地域福祉の推進に向けて

近年、我が国の少子高齢化は世界的に例を見ないスピードで進行し、近隣との結びつきや地域社会との関わりの希薄化、高齢者介護への不安、若者の引きこもり、個人情報への配慮など、地域福祉を取りまく社会環境は大きく変化し、住民が抱える生活課題や福祉ニーズはますます複雑、多様化の一途をたどっております。



こうした様々な福祉課題を解決するためには、行政をはじめ、町内会・自治会、民生委員児童委員、ボランティア団体、NPO法人、福祉関係をはじめとした多くの団体の皆様と相互に連携をして、地域の福祉力を一層高めて行かなければなりません。

新発田市社会福祉協議会は、本年1月に創立65周年を迎えました。創設以来、「ふだんのくらしを しあわせに」をモットーに地域福祉推進のため、その時代のニーズに対応した様々な事業に取り組んでまいりました。

地域福祉（活動）計画の第1期計画では、平成24年度のモデル地区での計画策定に始まり、平成28年度には目標とした市内17地区の地区福祉活動計画がすべて策定済となりました。計画の策定にあたっては、自治会連合会の取組と連携を図りながら、各地区で熱心に活動している個人・団体の大勢の方々から積極的に取り組んでいただき、自らの手でよりよい地域を築いて行こうという熱い思いがぎっしりと詰まった、すばらしい計画となりました。

第2期計画では、こうした思いをしっかりと受け継ぎ、地域・行政・関係団体それぞれの具体的な役割を示し、より効果的に地域福祉を推進するため、1期計画同様に新発田市と一体的に策定することができました。

そしてこの計画の実践においては、それぞれの地域の特性を活かしながら、これまで以上に地域の現状・課題を話し合い、解決のための知恵を出し合い、地域福祉推進の思いをしっかりとつなぎあって、主体的に取り組んでいくことが重要であります。

当協議会としましても、「地域で共に支え合い、助け合う福祉のまちづくり」が一步一步、着実に前進するよう地区担当職員を配置して、地域との顔の見える関係づくりを進め連携しながら、第2期計画を推進してまいりますので、さらなるお力添えをお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見や提言をいただきました新発田市地域福祉（活動）計画策定委員をはじめ、各地区で開催した福祉懇談会にご協力いただいた市民の皆様、関係各位に心より感謝を申し上げます。

ありがとうございました。

平成29年3月

社会福祉法人新発田市社会福祉協議会 会長 **萩野 優志**

## もくじ

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	3
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7
第2章 計画の基本理念と体系	8
1 基本理念	9
2 計画の体系	10
第3章 重点課題と施策の方向性	11
1 はじめに	12
2 第1期計画の振り返り	14
3 重点課題と施策の方向性	15
《重点課題1》 少子高齢化や障がい者に対応した地域での支え合いづくり	15
《重点課題2》 健やかな子育てと若者世代を支援する施策づくり	18
《重点課題3》 住民主体による健康増進や介護予防活動の推進	20
《重点課題4》 地域での防災・防犯力の強化や避難行動要支援者への支援	22
《重点課題5》 利用者のニーズに応じた福祉サービスの量と質の確保	25
第4章 計画の推進	27
1 計画の方向性	28
2 地域福祉（活動）計画の推進と成果目標について	28
3 計画の進捗管理について	36
資料編	37
1 新発田市の現況	38
(1) 人口と世帯の状況	38
(2) 高齢者の状況	39
(3) 障がい者の状況	42
(4) 児童の状況	45
(5) 生活保護世帯の状況	46
(6) 避難行動要支援者の状況	47
(7) 地域活動の状況	47
(8) 社会福祉施設等の状況	53
2 地区福祉活動計画参加者アンケート結果	54
3 策定関係資料	60



## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定体制

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨 ～地域福祉推進の必要性～

わが国においては、21世紀に入り高齢化が一段と進み、2015（平成27）年の国勢調査においては、調査の開始以来、前回調査からの人口が初めて減少に転ずるなど新たな状況も生まれています。新発田市における高齢化率は、2000（平成12）年には21.5%でしたが、2010（平成22）年には26.3%、2015（平成27）年には29.6%となり、高齢化がより一層進んでいます<sup>1</sup>。

また、全国的に家族機能の減退などにより、育児不安や児童虐待などの深刻な問題も増加しており、新発田市においても子育て等に関する相談も多くなっています。

少子高齢化社会を迎え、さらに人口減少問題や子育て支援の充実や生活困窮者の自立支援の推進が求められているなど、社会全般が大きく変化している中で、行政への市民からの期待は年々増大していますが、一人ひとりに適したきめ細かなサービスを行政だけの力で提供することは困難になっています。

このため、市民一人ひとりの自立した生活を目指し、地域での福祉を「支え合い」によるシステムという新たな視点で再構築し、維持していく仕組みをつくりあげることが重要となっています。また、行政としても社会福祉部門だけでなく、関連する部門が相互に協力し、より効果的な施策を実施していく必要があります。

新発田市は「まちづくり総合計画」<sup>2</sup>の中で、あるべき将来都市像を「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」としており、新発田市地域福祉(活動)計画<sup>3</sup>は、「しばたは本当に住み良いまちだ」「しばたに住んで良かった」と市民が実感できるよう、地域において市民や福祉関係者、行政が相互に知恵を出し、力を合わせながら、高齢者や障がい者など支援が必要な市民が地域で安

<sup>1</sup> 国勢調査は、我が国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる国の最も重要な統計調査で、日本国内に住んでいるすべての人・世帯を対象として5年ごとに行われます。平成27年10月に20回目となる調査を実施し、その結果は「我が国の座標軸」となるものです。国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体における各種の行政施策を立案するための基礎資料として用いられることはもとより、国民の共有財産として研究・教育活動、経済活動など幅広い分野で利用されます。

<sup>2</sup> 新発田市まちづくり総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成され、基本構想及び基本計画の計画期間は平成28年度から平成35年度までの8年間で、計画開始から4年後の31年度に見直しを検討します。また、実施計画の期間は3年間とし、まちづくりの基本的な方向を示す分野別取組の方向性や展開を示す行政運営の最上位計画であり、市民と行政の「共創」によるまちづくりを実現するための計画です。

<sup>3</sup> 新発田市では、本市が策定する「地域福祉計画」と新発田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体化して計画を策定するため、以下では「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を合わせて「地域福祉(活動)計画」と表記します。

心して生活を送ることができる“共生社会”<sup>4</sup>の実現を目指すものです。

## 2 計画の性格

(1) 「地域福祉」とは

- 適切な地域を単位として
- 地域住民が主体となり
- 地域課題の解決に向けて
- 自治会や行政なども含め
- お互いに知恵を出し合い
- 支え合っていく

ことであり、地域住民自らが地域福祉の推進に取り組むための行動計画が「地域福祉（活動）計画」です。

(2) 計画の性格及び視点

2000(平成12)年に「社会福祉事業法」が大幅に改正、改称され「社会福祉法」が制定されました。

この法律改正は、多様化する社会福祉の課題に対して、戦後長く続いてきた行政主導の社会福祉のシステムを、サービス利用者の利益保護の視点から、選択と契約に基づくサービス利用に転換するものとなっています。また、地域福祉推進の目的として、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにする」とされています。

このような地域福祉推進の理念を実現するために、社会福祉法第107条に市町村地域福祉計画の策定が明文化され、2003(平成15)年4月から施行されました。

**市町村地域福祉計画の内容**としては、**第1に「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」、第2に「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、第3に「地域福祉の活動への住民の参加の促進に関する事項」**があげられています。

**新発田市**は、「誰もが安心して健やかに過ごせるしばた」を実現するために、一人ひとりの人権を尊重し、次の**5つの基本的な視点**に立って、計画を推進します。

### 1. 地域の個性を生かした住民主体によるまちづくり

<sup>4</sup> 障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会である。（「障害者の重点施策5カ年計画」より）

## 2. 地域住民と行政のパートナーシップに基づく地域課題への取組

### 3. だれもが健康でいきいきと暮らすことができる地域づくり

### 4. 災害・犯罪に対し安心して住めるまちづくり

### 5. 利用者の立場を尊重した福祉サービスの量と質の確保

なお、より効果的に地域福祉を推進するため、新発田市と新発田市社会福祉協議会が密接に連携し、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化した「地域福祉(活動)計画」を策定します。

#### ① 地域福祉計画

地域福祉計画は、多くの住民から出された課題に対して、市が地域で行う取組の方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開・推進していく上での柱立てや基本事項を定めるものであり、いわば地域福祉を推進するための基本計画的な役割を担うものです。

また、地域の生活課題の解決に向けて、さまざまな主体が地域で展開する取組を計画的に進める道筋を示すという役割も担っています。

#### ② 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が様々な団体や関係機関と連携して、住民や地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を運営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。そのため、住民主体の福祉活動を計画的に推進する指針の地区福祉活動計画の実践に向けて、相談・支援を行う役割も担っています。

#### ③ 地区福祉活動計画

地区福祉活動計画は、地域住民が身近な生活課題、福祉課題を話し合い、住民自身が望む理想的な福祉のまちづくりを実現するために、できることから取組を進めるための活動計画です。

住民にとってより身近な地域で策定されることにより、1. 地域の生活課題・福祉課題が把握しやすい 2. 住民同士が課題に対する関心を共有しやすい 3. 住民による地域福祉活動が具体的に展開しやすい 4. 地域特性を生かした取組ができるなど、日常生活に近い範囲において住民主体の具体的な取組の推進が期待できます。

※参考 「社会福祉法（抜粋）」<sup>5</sup>

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

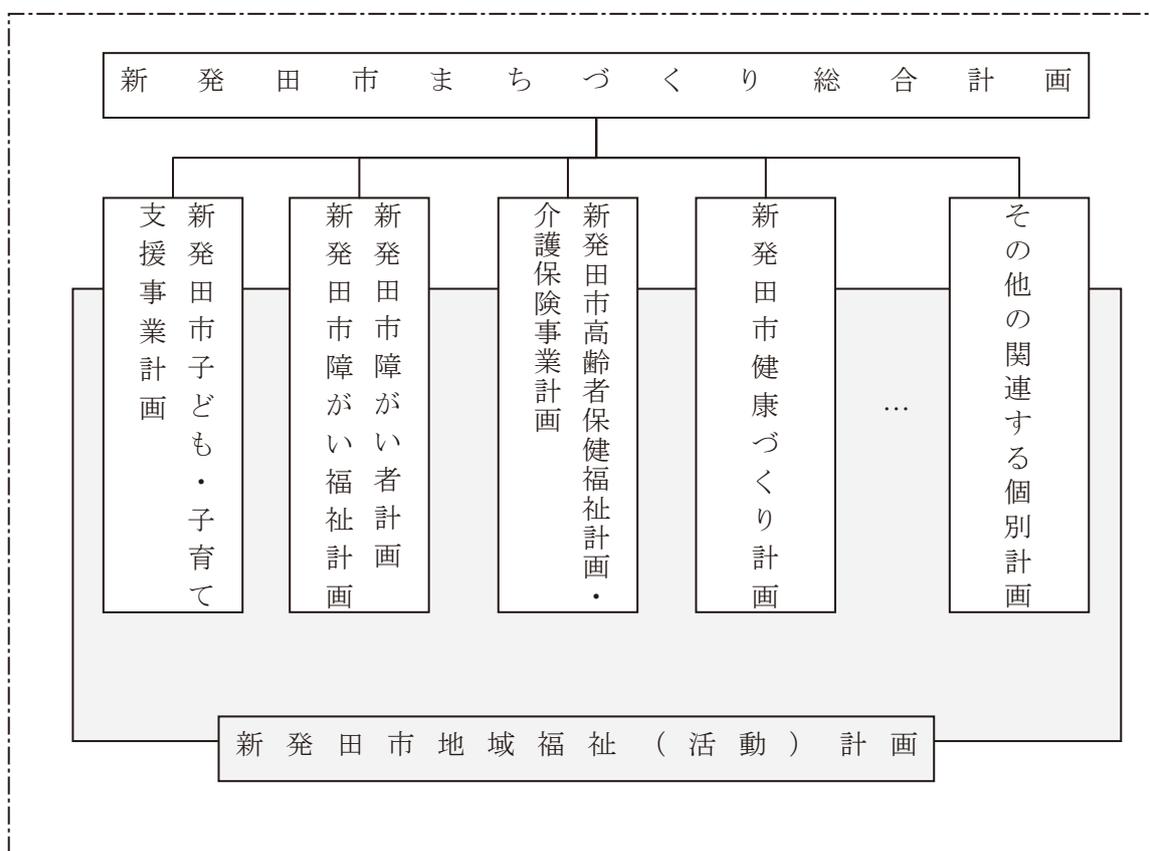
1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



<sup>5</sup> わが国の社会福祉に関するあらゆる事項の共通基礎概念を定めた法律で、福祉八法（児童福祉法、身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・老人福祉法・母子及び寡婦福祉法、老人保健法、福祉医療機構法）の一つ。昭和26年制定。平成12年（2000年）旧法名（社会福祉事業法）から名称が改正された。

### 3 計画の位置づけ

「新発田市地域福祉(活動)計画」は、地域における住民参加や協働によるさまざまな分野を通じた支え合いを想定し、市政運営の基幹となる「新発田市まちづくり総合計画」を上位計画とし、これまで児童・障がい者・高齢者ごとに策定されてきた「子ども・子育て支援事業計画」「障がい者計画」「高齢者保健福祉計画」などの個別計画を、地域福祉の視点から推進し、地域住民の生活課題に横断的に対応できるよう連携して地域福祉の向上を図ることを目的とした計画です。



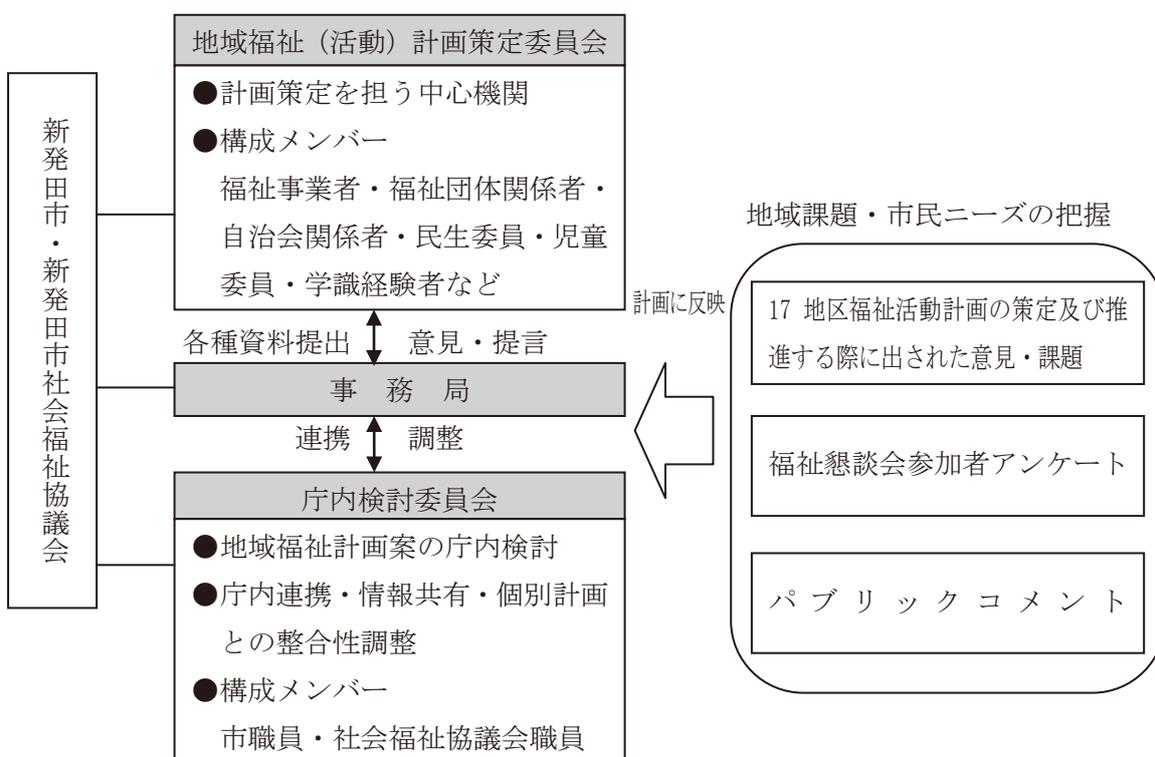
### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成36年度までの8年計画とし、計画開始から4年目の平成32年度に見直しを検討します。

なお、社会状況の変化や市の総合計画や関連計画の改定などを踏まえ、必要に応じて適宜、見直しを行うこととします。

## 5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、地域住民のニーズなどを反映させるため、学識経験者、地域住民代表者、福祉・医療関係者、関係行政機関の職員などで構成する計画策定委員の意見、パブリックコメント、地区福祉懇談会などを踏まえ策定しました。



## 第2章 計画の基本理念と体系

### 1 基本理念

### 2 計画の体系

## 第2章 計画の基本理念と体系

### 1 基本理念

新発田市に暮らす子どもや若者から高齢者までの誰もが、新発田市の歴史と風土を大切に、新発田市民であることを誇りに思う新たな福祉の地域づくりをめざし、新発田市地域福祉（活動）計画の基本理念を次のものとします。

～新発田市地域福祉（活動）計画の基本理念～

**すべての市民が住みなれた地域でともに支え合い、  
安心して暮らせる福祉の地域づくり**

「出来るものならば、ずっと育ってきた地域で自立して生きていきたい。」  
だれもが望む幸せとは、このような当たり前のことではないでしょうか。

地域福祉（活動）計画は、顔の見える一定の地域を面として、「地域の市民力」「地域の資源力」「行政力」という3つの力を活かし、地域に住んでいる住民や地域で活動している民間団体や事業所が、社会生活を送るうえでお互いに支え合うというわかりやすい仕組みを、行政との協働により住民自ら創り、自ら地域の実態に即した活動を展開するためのものです。そのためには、「地域のことは地域で」を基本として、地域に暮らすだれもが笑顔の中に生まれ、自分らしく健康で自立した生活を送り、生きること喜びを見出していける地域社会の実現を目指します。

## 2 計画の体系

『将来都市像』

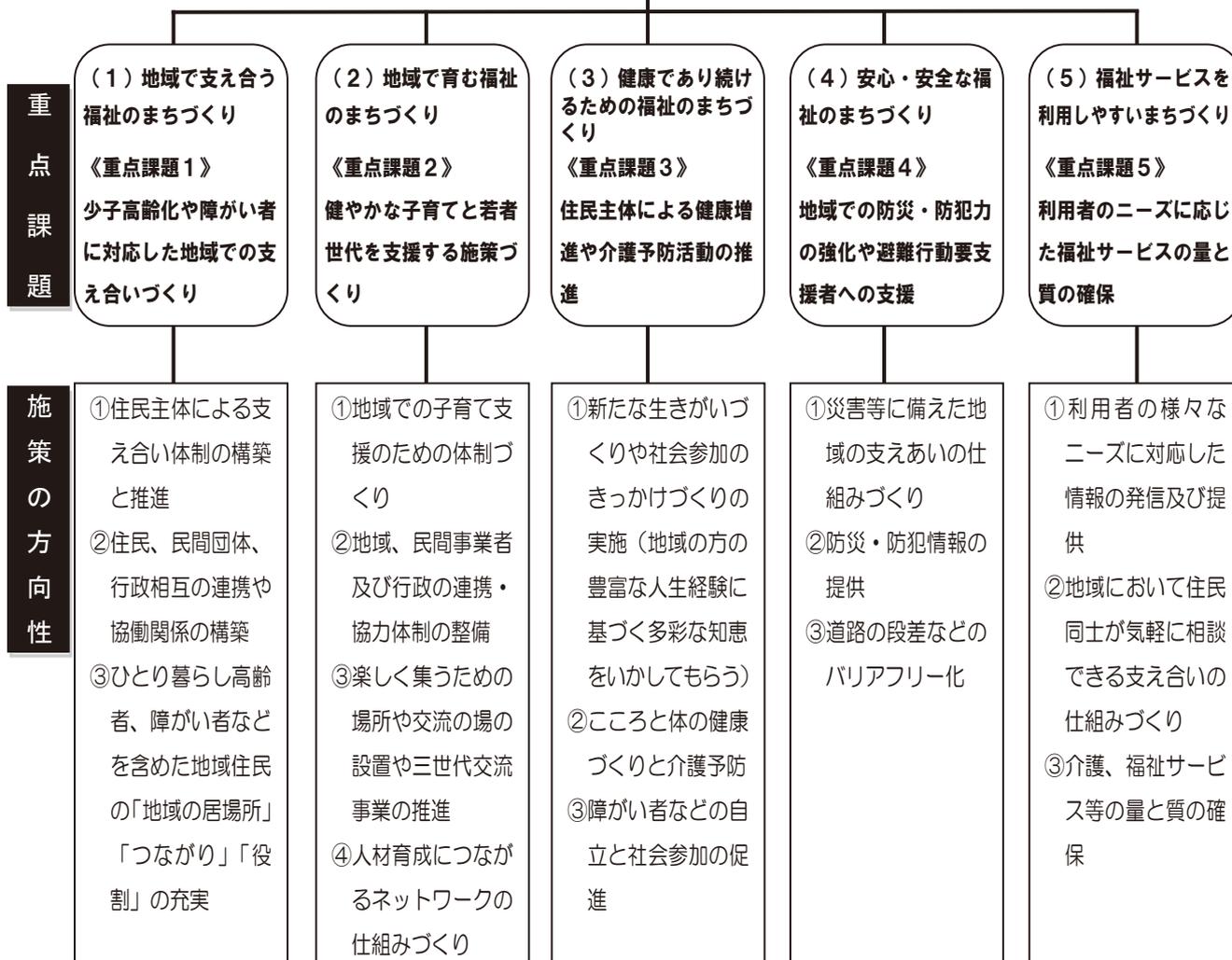
住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた

### 《基本理念》

すべての市民が住みなれた地域でともに支え合い、安心して暮らせる福祉の地域づくり

#### 《基本的視点》

1. 地域の個性を生かした住民主体によるまちづくり
2. 地域住民と行政のパートナーシップに基づく地域課題への取組
3. だれもが健康でいきいきと暮らすことができる地域づくり
4. 災害・犯罪に対し安心して住めるまちづくり
5. 利用者の立場を尊重した福祉サービスの量と質の確保



## 第3章 重点課題と施策の方向性

- 1 はじめに
- 2 第1期計画の振り返り
- 3 重点課題と施策の方向性

## 第3章 重点課題と施策の方向性

### 1 はじめに

「新発田市地域福祉(活動)計画」を実効性のある計画するためには、地域と住民が中心となって、地域における課題について洗い出しを行いながら、その解決に向けて一緒に考え、主体的に取り組んでいくことが重要です。

そのためには、地域住民一人ひとりが地域福祉に関して理解を深め、その重要性を認識したうえで積極的に関わり合うことが求められます。さらに、性別、年齢、障がいの有無などに関わらず一人ひとりの人権を尊重し、住み慣れた地域でともに支え合い安心して暮らせる福祉の地域づくりを進めることが重要です。

また、地域において具体的な取組を行うためには、重点課題に沿って地域が主体となって、「そのためには何が必要か」「何をするか」「何ができるか」を十分に協議しながら進めていくことが重要です。

以下、重点課題の解決に向け、【市民】、【地域】、【事業者等】、【社会福祉協議会】、【行政】の立場に区分し、それぞれに期待される基本的な役割を分類しながら、施策の方向性を示します。

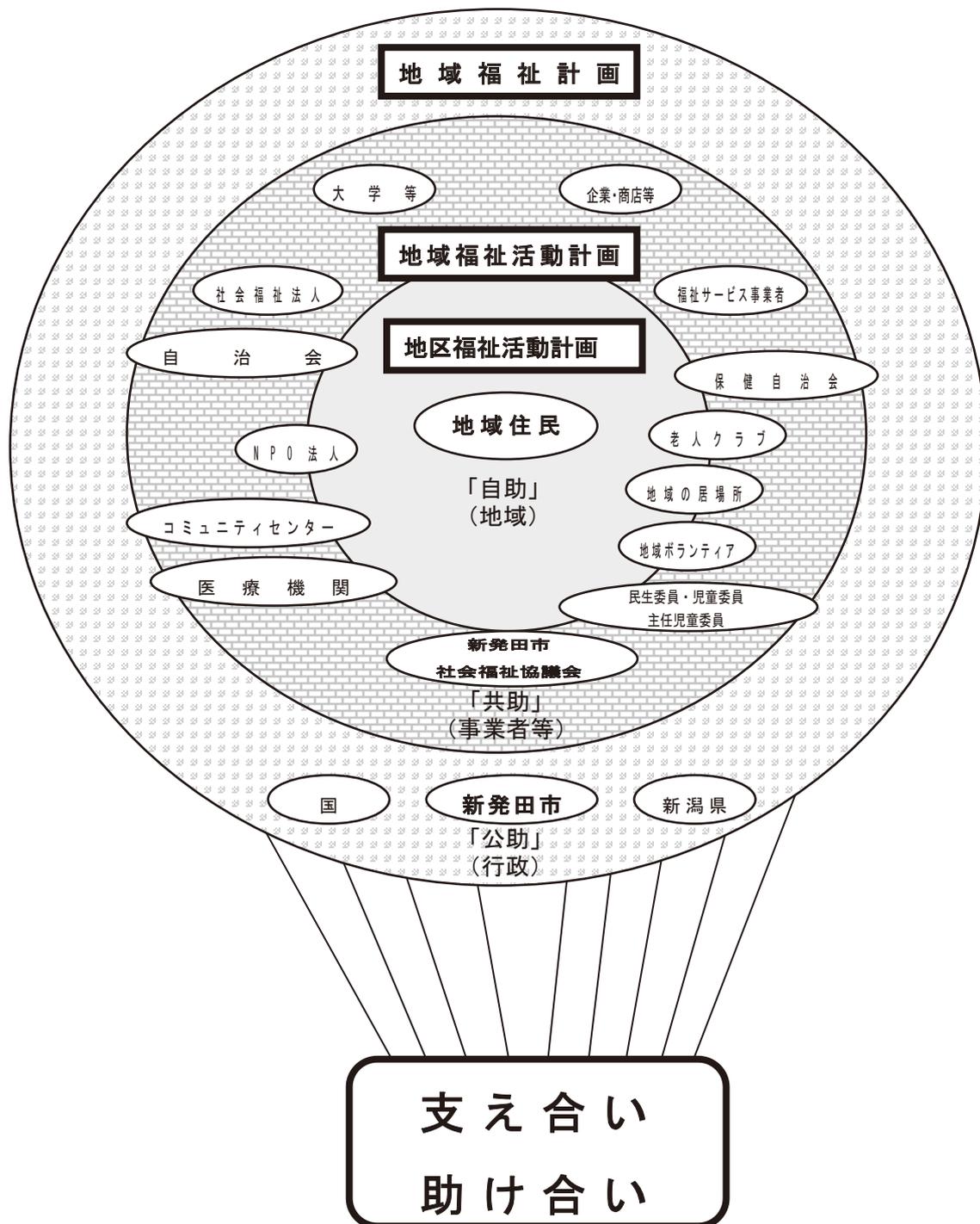
(重点課題の解決に向けた立場)

- ①【市民】 個人としての市民※
- ②【地域】 地域住民※、自治会、保健自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、老人クラブ、コミュニティセンター、地域のボランティア団体等
- ③【事業者等】 社会福祉法人、NPO法人、福祉サービス事業者、医療機関、大学等、その他の事業所(企業等)
- ④【社会福祉協議会】 新発田市社会福祉協議会
- ⑤【行政】 新発田市、新潟県、国及び関係機関

※ 「市民」と「住民」の用語の使い方について

本計画では、「市民」を個人又は家族としての市民を指す場合に使用し、個人に限らず、ご近所などの複数人数の市民に当てはまる場合は、「住民」を使用しています。

【市民】【地域】【事業者等】【社会福祉協議会】【行政】の連携イメージ



## 2 第1期計画の振り返り

新発田市では、平成25年度に、これまで児童・障がい者・高齢者ごとに策定されてきた社会福祉関連の計画を地域福祉の視点から、新たな地域住民の生活課題に横断的に対応できるよう連携を図るとともに、より効果的に地域福祉を推進するため、市と新発田市社会福祉協議会が協働して地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化した「新発田市地域福祉(活動)計画」を、平成28年度までの4年計画として策定しました。

第1期計画では、「1. 少子高齢化や障がい者に対応した地域での支え合いづくり」「2. 健やかな子育てと若者世代を支援する施策づくり」「3. 住民主体による健康増進や介護予防活動の推進」「4. 地域での防災防犯力の強化や災害時要援護者への対策」「5. 利用者のニーズに応じた福祉サービスの質の保証」の5つの重点課題を掲げ、住み慣れた地域とともに支え合い安心して暮らせる福祉の地域づくりのため、地域住民が主体となった福祉活動の推進とその支援に努めてきました。その取組の中で、住民参加による福祉活動を実践するため、小学校又は中学校区を基本単位とした市内全地区(17地区)において、福祉懇談会を開催して「地区福祉活動計画」を策定しました。また、策定した地区においては、それぞれの地区の目標を達成するための福祉活動が検討・推進されているところです。福祉懇談会では、地域の自治会・社会福祉協議会及び各種福祉関係団体が連携し、地域住民一人ひとりが地域福祉に関して理解を深め、地域における気づき、見守り、支え合いを行っていくために、「そのためには何が必要か」「何をするか」「何ができるか」を協議してきました。その結果、地域住民が主役となった福祉活動の重要性が認識され、地域での支え合いに向けた取組が実行に移されてきていますが、これからも福祉活動が継続的に行われるためには、地域全体への福祉意識の高まりが求められています。

今後、地区福祉活動計画に掲げられた各地区の目標の実現に向けて、地域住民がともに支え合い助け合い、安心して生活できるよう、市民、地域団体、事業者、社会福祉協議会、行政などそれぞれの立場で、さらに連携を深めながら地域福祉の支援体制の構築に一層推進していく必要があります。

### 3 重点課題と施策の方向性

#### (1) 地域で支え合う福祉のまちづくり

#### 《重点課題1》少子高齢化や障がい者に対応した地域での支え合いづくり

新発田市では、本格的な少子高齢化社会を迎え、一層、複雑かつ多様な生活課題が発生することが予想されます。これらの課題に対応するためには、地域住民、民間団体と行政が一体となった地域づくり、住民主体による組織づくりの推進や支援体制の整備を行うことが重要です。

また、住民・民間団体と行政との相互の連携強化及び協力関係（パートナーシップ）、つまり『協働体制の整備』を行う必要があります。

特に、ひとり暮らし高齢者や障がい者など、日常生活を過ごすにあたり支援が必要な市民が気軽にサービスを利用できるような体制の整備、NPO やボランティア組織の育成及びサービスの提供、地域における見守り体制の構築など、行政との連携による新たな支え合いのシステムづくりを行い、相互が効率良く力を発揮できるような体制をつくる必要があります。

さらに、パートやアルバイトなどの非正規雇用の増加や、若年失業者や長期失業者の増加、地域や地縁のつながりの希薄化による社会的孤立などを背景とし、生活保護受給者が増加を続けています。また、生活困窮者の抱える問題も多様化かつ複合化し、既存の福祉制度や支援システムでは対応が困難な状況となっており、包括的な相談支援体制が求められているところです。

#### 【主な地域課題】

- ①地域での住民相互の連携や協力・協働体制が不足している。
- ②核家族化に伴いひとり暮らしの高齢者、障がい者世帯など見守りや支援を必要とする世帯が増加している。
- ③地域における移動手手段の確保が困難になっている。

#### 【施策の方向性】

- ①住民主体による支え合い体制の構築と推進
- ②住民、民間団体、行政相互の連携や協働関係の構築
- ③ひとり暮らし高齢者、障がい者などを含めた地域住民の「地域の居場所」「つながり」「役割」の充実

## ○具体的な役割

### 【地域の役割】

- 町内会・自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア団体による地域での見守り体制の構築と推進
- 隣近所のひとり暮らし高齢者や障がい者など要支援者への積極的な声かけあいさつの実践
- 地域での買い物・ゴミ出し・除雪・通院介助・送迎など日常生活の支援を必要とする人の把握及び体制づくり
- 町内会・自治会活動への積極的な参加

### 【事業者等の役割】

- 一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対する福祉有償運送<sup>6</sup>事業の実施
- 要支援者に対する支援の強化
- 認知症サポーター養成講座の受講
- 社会福祉法人や福祉サービス事業者などによる「地域の居場所」づくりの実施
- 見守り活動の強化

### 【社会福祉協議会の役割】

- 地域・民間団体・行政と協働した住民主体による見守り体制の構築と推進
- 各種ボランティアの養成と組織化支援
- 「地域の居場所」づくりの推進
- 地域・民間団体・行政などが課題や情報を共有・協議できる場づくり
- 様々な事業や取組をいかし、ひとり暮らし高齢者や障がい者など支援が必要な方の早期発見・早期対応の推進（関係機関と連携・支援）
- 支え合いの心を育む福祉教育の推進
- 福祉活動を支える仕組みづくり（相談・支援や活動助成など）
- 生活困窮者自立支援制度の利用促進や生活困窮者等の社会参加の場づくり

### 【行政の役割】

- 住民主体による地域づくりのための自治組織育成及び施設整備などの支援

<sup>6</sup> NPO 法人等が、自家用自動車を使用して身体障害者、要介護者の移送を行う「自家用有償旅客運送」の一つである。道路運送法第 78 条第 2 号に該当する。

- 行政関係課相互の横断的な連携強化
- 生活困窮者を早期の段階で発見するための、地域や関係機関とのネットワークの強化
- 多様化、複雑化する生活困窮者の課題を包括的に支援する相談支援体制の強化
- 認知症の人や家族を地域で支える体制の充実
- 住民主体の通いの場等の多様な担い手による生活支援サービスなどの立ち上げへの支援
- 地域の支え合いの重要性の啓発・普及、地域の社会資源の発掘・開発・活用とネットワーク化
- 地域の実情に応じた公共交通の見直しを進め、地域全体で公共交通を支える体制の構築



## (2) 地域で育む福祉のまちづくり

### 《重点課題2》 健やかな子育てと若者世代を支援する施策づくり

少子化、核家族化に加え、地域のつながりの希薄化など子どもとその家庭を取り巻く社会環境が大きく変化し、また価値観の多様化が進む中で、子育てに関する悩みや不安を抱えている保護者が増えていると言われています。

子どもの人権を尊重し、安心して出産や子育てができるような社会を築くことは、次世代の人材を育むという意味で重要な課題です。

地域において、子どもや子育て世代が伸び伸びと活動し表現できる場を提供するとともに、地域住民が積極的に関わり、交流することや子育てをしている家庭や子育てサークルなどへ支援するなど、家庭での子育てを地域全体で支える体制を整えることが必要となっています。

また、様々な要因が絡み合った子育ての問題について、的確かつ迅速に対応するため、行政関係機関等の連携強化や情報共有・提供を行うとともに、子育て支援に関する直接的なサービスの提供、児童虐待の予防や虐待を受けた児童へのケア等、様々な課題に総合的に対応する必要があります。

なお、若者のニート・ひきこもりについても、一人ひとりのニーズに合わせた支援が課題となっています。

#### 【主な地域課題】

- ① 会ってもあいさつをしないなど隣近所の付き合いが希薄になっている。
- ② 町内清掃、行事など町内会事業への参加率が低く、参加者が固定しつつある。
- ③ 町内会事業など一緒に考えてくれる人が少ない。

#### 【施策の方向性】

- ① 地域での子育て支援のための体制づくり
- ② 地域、民間事業者及び行政の連携・協力体制の整備
- ③ 楽しく集うための場所や交流の場の設置や三世代交流事業の推進
- ④ 人材育成につながるネットワークの仕組みづくり

#### ○具体的な役割

##### 【地域の役割】

- 隣近所での“あいさつ運動”や“声かけ運動”の実施

- 子ども会活動など地域として児童の健全育成に向けた事業実施
- 自治会活動等の積極的な広報・PRの実施
- 学校行事、自治会活動への自主的な参加に向けた取組
- 子育て家庭へ親身になって相談できる人間関係の醸成
- 楽しみのある三世代交流事業の推進
- 民生委員・児童委員、主任児童委員による家庭内問題の状況把握及び早期発見
- 地域の伝統や文化を伝承する活動の実施
- 【事業者等の役割】
- 児童虐待の予防や若者のニート・ひきこもり等解消のための支援に向けた地域・社会福祉協議会・行政との連携、協力体制の整備
- 【社会福祉協議会の役割】
- 次世代を担う子どもたちへの福祉体験講座などによる福祉教育の推進
- 安心した子育てのため相談支援
- ボランティアフェスティバルなど、幅広い世代が交流できる事業の推進
- 地域・民間団体・行政と協働したニート・ひきこもりへの支援活動
- 【行政の役割】
- かかりつけ保健師による妊娠期から就学前まで切れ目のない支援
- 子育て支援や児童虐待の予防に向けた福祉・学校・児童相談所等の相互連携の強化及び総合的な相談・支援体制の構築
- 家庭教育や児童の健全育成事業の開催、子どもを持つ親同士の交流会の実施
- 講演会や広報等による地域の助け合いの意識の啓発
- 公園等子どもが安心して遊べる場の設置
- 高齢者と子どもの交流事業の実施
- ひとり親家庭等への支援の充実



### (3) 健康であり続けるための福祉のまちづくり

#### 《重点課題3》住民主体による健康増進や介護予防活動の推進

新発田市は、2006(平成18)年4月に、「新発田市健康づくり計画」を策定しました。その後、2011(平成23)年3月に中間評価を行い、こころの健康及びたばこ対策について、具体的目標を追加し対策の充実を図るなどの修正を行いました。2015(平成27)年度には、これまでの取組を評価し、「子どもから高齢者まで誰もがいくつになっても自分らしく彩りある暮らしを送ることができる社会の実現」をめざし、生活習慣病の発症と重症化の予防に向けて「個人の健康づくり」と「社会全体で支える(環境整備)」を重視した、「市民主体・市民参画による健康づくり」を総合的に推進するため、今後10年間における健康づくりの基本的な指針となる「新発田市健康づくり計画(第二次)」を、2016(平成28)年3月に策定しました。この計画では2025(平成37)年度を最終目標に、各年度で事業の実施状況を把握し、最終年度において達成状況を調査して健康づくりの推進につなげることとし、特に「望ましい食習慣の確立・定着」、「運動習慣の定着」、「健康管理の定着」の3重点領域ごとに目標値を定め、“めざせ100彩”をスローガンに健康づくりに取り組んでいます。

また、2015(平成27)年3月には、「新発田市高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、地域包括ケアシステムの構築の中で健康づくりと介護予防を推進しています。介護予防については、介護を要する可能性のある高齢者に対し心身の機能の維持・向上を目指した取組や高齢者に介護予防の普及啓発を図り、地域で運動等の介護予防活動を自主的に取り組めるように支援しています。

2017(平成29)年4月からは、「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始に伴い、今まで以上に地域において高齢者が容易に通える範囲に運動を切り口とした住民主体の通いの場の立ち上げ・継続充実や社会参加を促すなどの介護予防に取り組んでいきます。

今以上に自立して生活できる期間を可能な限り伸ばし、健やかに暮らしていくため、市民一人ひとりが主体となって取り組むことはもとより、事業者、行政等の多様な主体が自分の役割を明確にし、それぞれの特性をいかながら連携することにより、健康づくり及び介護予防を推進することが求められます。



**【主な地域課題】**

- ①地域の人材が活用されていない。
- ②将来の健康や生活の不安がある。
- ③集まって活動する場所が身近にない。

**【施策の方向性】**

- ①新たな生きがいつくりや社会参加のきっかけづくりの実施  
(地域の方の豊富な人生経験に基づく多彩な知恵をいかしてもらう)
- ②こころと体の健康づくりと介護予防
- ③障がい者などの自立と社会参加の促進

**○具体的な役割**

**【地域の役割】**

- 地域での昔からの知識や技術・人材の発掘を行い、地域住民による伝承のための事業実施
- 健康づくり事業への積極的な参加
- ひとり暮らしの高齢者や障がい者などへ地域事業参加の働きかけ

**【事業者等の役割】**

- 地域への専門的知識や情報の提供（出前講座の実施など）

**【社会福祉協議会の役割】**

- ボランティア活動の推進による生きがいつくりの実施
- 地域で活動する人材発掘及びボランティア養成
- 「地域の居場所」などを活用した健康づくり、介護予防活動の支援
- 地域と連携した社会参加のきっかけづくりの実施
- 住民主体による地域活動の支援（情報提供、講師派遣、レクリエーション用具の貸し出しなど）

**【行政の役割】**

- 「めざせ100彩」をスローガンとした健康づくりの推進
- 高齢者等の運動や交流のための「地域の通いの場」づくりへの支援
- シルバー人材センターなどとの連携による就労機会の提供による生きがいつくり
- 地域活動支援センターなど障がい者の活動の場の提供
- ときめき週1クラブ普及による介護予防施策の推進

#### (4) 安心・安全な福祉のまちづくり

### 《重点課題4》地域での防災・防犯力の強化や避難行動要支援者への支援

地域において市民が安心して生活を送るため、日頃から災害や犯罪に備えるなど安心・安全なまちづくりが求められます。

防災に関しては、地域において自治会・町内会による防災意識の醸成や自主防災組織づくり、消防団及び行政との協働による防災体制の構築など日常の備えが大切です。また、ひとり暮らし高齢者、障がい者、外国人など災害弱者に対し、普段から隣近所による見守りや交流による関係づくりが求められます。行政においては、避難行動要支援者名簿の整備による支援の必要な対象の明確化や、市民への迅速かつ正確な情報提供が求められています。

さらに、近年、多発する振り込め詐欺などの犯罪に対応するため、地域住民が主体となった防犯活動や意識啓発、関係機関との連携による住民への情報提供など、地域ぐるみの対応が重要になってきています。

ご近所の“底力”は計り知れないものがあります。隣近所で声を掛け合うことが日常に行われていればこそ、いざという時にお互いが助け合えることにつながります。

地震や風水害などの災害発生時における地域での避難体制の確保は、ひとり暮らしの高齢者世帯や障がい者のいる世帯にとって非常に重要です。

安心・安全な地域づくりのため、このような身近なご近所同士のつきあいから始め、緊急時の避難行動要支援者の避難、誘導について、自主防災組織を立ち上げ、誰がどのように行ったら良いのか、訓練はどのようにするのかのルール化が必要となっています。

また、行政には、防災・防犯など“安心・安全”に向けた各種の情報提供や自主防災組織など地域組織の育成が求められています。

#### 【主な地域課題】

- ①災害などの緊急時の避難対応が不安である。
- ②防災・防犯に関する情報が不足している。
- ③高齢者や障がい者等にとって通行の支障となる段差が歩道や道路にある。
- ④高齢者世帯等にとって除雪は困難であり、特に屋根の雪下ろしは心配の種類である。
- ⑤空き家が増えている。

**【施策の方向性】**

- ①災害等に備えた地域の支えあいの仕組みづくり
- ②防災・防犯情報の提供
- ③道路の段差などのバリアフリー化

**○具体的な役割****【地域の役割】**

- 自主防災組織づくり（災害時における地域での高齢者や障がい者等の要配慮者を避難誘導する組織づくりや避難訓練の実施）
- 地域内での高齢者や障がい者等にとっての防犯上又は安全上、危険な箇所の点検・把握
- 高齢者や障がい者世帯等自力で除雪などができない世帯に対する地域内の支援体制づくり
- PTAや民生委員・児童委員、主任児童委員による交通安全活動や不審者対策を含めた通学路の安全確保の実施
- 避難場所としての公園や通学路の清掃（除草・草刈り・ゴミ拾い）などの環境美化活動

**【事業者等の役割】**

- 災害時の避難体制整備や訓練の実施
- 地域での避難行動要支援者等災害弱者の避難誘導への協力
- 除雪等に関し行政及び社会福祉協議会への協力・支援

**【社会福祉協議会の役割】**

- 災害ボランティア養成研修などの人材育成及び災害ボランティアの活動や保険に関する情報提供
- 災害時の災害ボランティアセンターの設置及び義援金などの受付対応
- 地域の防災訓練等への支援（出前講座や地域連携防災訓練の実施など）
- 地域と連携した除雪のボランティア派遣
- 災害時における要配慮者避難のための協力・支援
- 行政などの防災事業への協力

**【行政の役割】**

- 災害等に備えた自治会や民生委員・児童委員などとの避難行動要支援者情報の共有
- 自主防災組織化や組織の育成などの体制づくりの支援

- 高齢者や障がい者等が安心して出歩けるよう歩道や道路の段差等危険箇所の解消、バリアフリー化、街灯の設置や点検整備
- 社会福祉協議会と連携し、除雪等に関し事業者への協力・支援依頼
- 空き家対策の検討



## (5) 福祉サービスを利用しやすいまちづくり

### 《重点課題5》利用者のニーズに応じた福祉サービスの量と質の確保

近年、さまざまな福祉システムの改革により、各種の福祉サービスが利用者の選択による契約に基づくものとなったことに伴い、サービスの量と質の確保による提供体制整備が必要となっています。また、支援を必要とする世帯にサービスが適切に届くよう地域ネットワークの強化による早期把握・見守りとともに、自立支援のための働く場や交流できる場づくりが重要となっています。

市においても、今後、さらに利用が増加すると考えられる介護保険サービス、障がい児・者への福祉サービス及び保育サービス等に関する相談に総合的に対応する体制整備が求められています。

加えて、必要とされる各種サービスを確保するとともに、各種サービスを提供している事業者のサービスの質を向上させ、住民が安心してサービスを利用できるよう、積極的に自らのサービスの質や経営に関する自己評価や第三者による評価などを検討していただく必要があります。

また、要介護状態や精神障がい、知的障がいがあるため、意思表示や判断が十分にできない方に対し、日常生活自立支援事業<sup>7</sup>、成年後見制度<sup>8</sup>を活用した財産や金銭管理、適切なサービス利用のための支援を行う体制の整備や普及が今後ますます重要になってくると考えられます。

そのため、高齢者や障がい者だけでなく、すべての地域住民にとって医療や福祉サービス全般に関して、身近なところで相談できる体制の整備が必要です。また行政に頼ることなく、地域でできることは地域で行うための身近な支え合いの仕組みづくりが求められています。

#### 【主な地域課題】

- ①高齢者、障がい者やその家族が困っていると言いつらい。
- ②公的なサービスだけでは介護や生活を支えることは困難。
- ③福祉のサービスや制度の内容がよくわからない。どこに相談に行けばよいかわからない。

<sup>7</sup> 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、日常の生活上、必要な福祉サービスの利用などについて、自分ひとりの判断で行うことに不安のある場合に、利用者との契約に基づき、福祉サービスを利用する際の援助、日常的な金銭管理、大切な書類の預かりを行うことにより、地域において安心して生活できるよう支援する事業です。

<sup>8</sup> 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない人が不利益を被らないようにするため、裁判所に選任された支援者が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を本人に代わって行ったり、手助けを行ったりすることにより、本人の権利を守りながら生活を支援・保護する制度です。

## 【施策の方向性】

- ①利用者の様々なニーズに対応した情報の発信及び提供
- ②地域において住民同士が気軽に相談できる支え合いの仕組みづくり
- ③介護、福祉サービス等の量と質の確保

### ○具体的な役割

#### 【地域の役割】

- 地域でのわかりやすい福祉情報の発信
- 行政や関係機関と連携して、支援を必要としている住民への見守り支援
- 住民が気軽に相談できる、「困っている。助けてほしい。」と使いやすいような地域の環境づくり

#### 【事業者等の役割】

- 医療や介護等の情報を必要としている人への情報発信
- 高齢者や障がい者の実情把握及び誰もがわかりやすいような制度や福祉サービスなどの情報提供
- 自己評価、外部評価の実施によるサービスの質の維持向上

#### 【社会福祉協議会の役割】

- 地域の誰もが気軽に相談できる場所や体制づくり
- 地区担当制による総合相談や支援体制の強化
- 社協だよりやホームページを活用したわかりやすい福祉サービスなどの情報発信
- 権利擁護に関する制度や事業の利用促進
- 関係機関とのネットワークを構築し、相談者や支援者を適切な機関につなぐ仕組みづくり

#### 【行政の役割】

- 高齢者や障がい者、外国人住民にとってわかりやすい情報の提供
- 「地域の通いの場」など、地域で集まりやすい場づくりへの支援
- 地域包括支援センター等地域における相談支援体制の充実
- 地域ケア会議や民生委員・児童委員などを通じた地域の相談者からの情報収集・ニーズの把握
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する普及啓発や広報活動の推進

## 第4章 計画の推進

- 1 計画の方向性
- 2 地域福祉（活動）計画の推進と成果目標  
について
- 3 計画の進捗管理について

## 第4章 計画の推進

### 1 推進の方向性

少子高齢化が進展する中、市民一人ひとりの複雑化・多様化するニーズに対して、公的な支援となる公助だけではなく、地域などで支え合う共助も大切となっています。行政はもとより、地域住民、事業者、NPO、ボランティアなど地域で活動する個人や団体・組織が地域課題を共通認識し、その解決に向けて、各々の特性を生かして、主体的に取り組んでいくことが必要とされています。

本計画で掲げた基本理念や具体的な役割の実施に向け、平成25年度から平成28年度までの4年間で、市内の全ての地区※において、住民、自治会、福祉関係者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を認識しながら、地域の魅力や現状、これからの目指す地域像、その実現のための具体的な取組などを協議し、地区福祉活動計画を策定しました。

今後は、この計画により明らかになった地域のさまざまな課題に対して、自助、共助、公助で補完し合いながら、支援が必要な人を孤立・孤独、排除や摩擦から守り、社会・地域の一員として包み支え合う「ソーシャルインクルージョン(社会的包容)」の考えを踏まえた「支え合いの地域づくり」に向けて、重層的なネットワークを構築していくことが求められています。

そのため、自助、共助の活動を支援しつつ、公助で担うべき福祉サービスを提供し、地域福祉を総合的に推進します。

※市内を次の17地区に区分し、計画を策定しました。

①外ヶ輪小学校区②二葉小学校区③東豊小学校区④御免町小学校区⑤猿橋小学校区⑥住吉小学校区⑦五十公野地区⑧松浦地区⑨赤谷地区⑩米倉地区 ⑪川東地区⑫菅谷地区⑬加治地区⑭佐々木地区⑮豊浦地区⑯紫雲寺地区⑰加治川地区

### 2 地域福祉（活動）計画の推進と成果目標について

#### (1) 地域福祉（活動）計画の推進について

##### ① 地域福祉計画

本計画の推進にあたっては、主体となる地域住民や関係機関・事業者、社会福祉協議会、行政の連携が極めて重要になります。そのためには、まず、これらの関係者に対する計画の周知が必須であり、広報紙等を活用した情報提供に努めていきます。

また、各分野の福祉計画では、複雑化・多様化する福祉課題や生活課題に的確に対応し、地域の中で多様な主体が、重層的に支援する仕組みを構築す

ることによってあらゆる人を包容する地域社会の形成を目指しています。

そこで、本計画については、地域住民、関係機関・事業者、社会福祉協議会、行政が協働して地域福祉活動を展開していくことを目的に、市関係各課が一体的に推進する計画として位置づけ、幅広い連携を図り、様々な情報提供や計画の支援体制の構築に努めていきます。

## ② 地域福祉活動計画

地域住民や関係機関・事業者、社会福祉協議会、行政が幅広い協働・連携をして、「つながり支え合う地域」の再構築をするとともに、地域で活動する多様な担い手を育み、社会的な孤立を生まない地域づくりに努めていきます。

地域づくりについては、地区福祉活動計画の実践を支援し、地域性を考慮した住民主体の福祉活動の推進を目指します。その活動をより効果的に取り組むために地域活動やネットワークづくりなどを支援し、住民が福祉活動に参加できるような基盤づくりに努めます。

また、支援を求めている方・手助けが必要な方の声やニーズの把握に努め、住民や地域だけでは担いきれない福祉課題や生活課題に対して、関係機関・社会福祉協議会・行政などが連携し、相談支援を行う体制の構築に努め、必要な福祉サービスに適切につながります。

制度の狭間や支援につながりにくい福祉課題や生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりが重要であり、「つながり支え合う地域づくり」「地域で活動する多様な担い手を育む」「暮らしに必要な支援を届ける」など、行政とのパートナーシップによる地域福祉の推進に取り組みます。

## ③ 地区福祉活動計画

小学校区や中学校区などの日常生活圏で策定されている17地区の各計画で掲げた基本理念や基本目標の実現に向けて、地域の特性や課題に対して、住民自身が望む理想的な福祉のまちづくりを実現するため、住民や地域が主体となった地域福祉活動などを積極的に取り組むことで、住民が地域の一員であることをより自覚し、地域福祉（活動）計画と一体的に「住民同士の顔が見える関係づくり」の推進に取り組みます。

また、住民や地域だけでは担いきれない様々な課題については、関係機関につなぐなど地域住民と関係機関・社会福祉協議会・行政に連絡・相談する仕組みの構築に努めていきます。

地区福祉活動計画に掲げられている基本理念及び基本目標

策定年度	地区	活動計画 基本理念（スローガン）	基本目標
24	加治	子どもから高齢者まで元気で楽しく 助け合えるふるさと加治	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもも高齢者も共に元気で楽しい地域をつくろう！</li> <li>2 地域の連携で助け合いの輪をつくろう！</li> <li>3 交流を深め顔の見える地域にしよう！</li> <li>4 みんなが自分からあいさつし、住みよい地域をつくろう！</li> </ol>
25	住吉	老若男女 声かけ合って 地域の人が 安心して暮らせるまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 声かけ合ってまず参加！みんなで広げる地域活動</li> <li>2 あいさつの輪を広げ、みんなでマナー向上</li> <li>3 地域で見守る安心・安全の地域づくり</li> <li>4 みんなでつくろう世代間交流の場</li> <li>5 困った時の助け合い。地域で取り組む支え合いの仕組み</li> </ol>
	松浦	声かけ合い 笑顔あふれる 自然豊かな松浦 夢と未来につなげよう！	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気軽に声かけ合える松浦</li> <li>2 高齢者が安心して暮らせる松浦</li> <li>3 困った時に助け合えるお互いさまの松浦</li> <li>4 安心して子育てができ、子どもと高齢者がふれあえる松浦</li> <li>5 若い世代が力を発揮できる魅力ある松浦</li> </ol>
26	外ヶ輪	歴史と文化の薫る 住みやすい地区 外ヶ輪 ～大きく育てよう人の輪で～	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 たすけあい 支えあい 人のつながる地域づくり</li> <li>2 子どもから熟年まで みんな元気で楽しい地域づくり</li> <li>3 マナーを守り 安心・安全な住みよい地域づくり</li> <li>4 世代を超えて 歴史と文化を未来につなぐ地域づくり</li> <li>5 関係機関と協働した魅力ある地域づくり</li> </ol>
	猿橋	みんなでつくろう おせっかいの和 ～気かけ 声かけ 住みよい猿橋～	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気軽にあいさつ 声かけができる地域</li> <li>2 支え合い助け合い みんなでつながる愛ある地域</li> <li>3 続けよう 安心・安全で住みよい地域</li> <li>4 寺子屋で伝えよう 魅力ある地域</li> <li>5 高齢者に手を差し伸べ共生する地域</li> </ol>

策定年度	地区	活動計画 基本理念（スローガン）	基本目標
26	川東	<p>老いも若きもみんなでがんばる川東</p> <p>～地域の教育力を高めよう～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 世代を超えて思いやり 支え合う川東</li> <li>2 ふれあい つながり 活気ある 安心で安全な川東</li> <li>3 地域のこどもをみんなで育て見守る川東</li> <li>4 自然に親しみ豊かな心をはぐむ川東</li> <li>5 地域の課題にみんなで取り組む川東</li> </ol>
	紫雲寺	<p>にっこり ほっこり</p> <p>みんなで支え<sup>あい</sup>愛 しうんじ</p> <p>～伝統を守り 安心して暮らせる自然豊かな紫雲寺～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもから高齢者まで支え合い 笑顔あふれる地域をつくろう</li> <li>2 大地を守り 食で育む誇れる地域をつくろう</li> <li>3 伝統を引き継ぎ 活気ある地域をつくろう</li> <li>4 世代を超えて 楽しい地域をつくろう</li> <li>5 安心・安全で明るく住みよい地域をつくろう</li> <li>6 『白砂青松』 自然豊かな地域をつくろう</li> </ol>
27	二葉	<p>(*^o^)/ (^_^*)</p> <p>ふ た ば の 和</p> <p>れ 愛 す け あ じ い ど か</p> <p>愛 愛 も 元 気</p> <p>十五町内の輪</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 みんなでつくろう 安全安心な二葉地区</li> <li>2 みんなにやさしい二葉地区</li> <li>3 みんなの顔が見える二葉地区</li> <li>4 みんなで支えあう二葉地区</li> <li>5 みんなの活気あふれる二葉地区</li> <li>6 みんなで自然を愛する二葉地区</li> </ol>
	米倉	<p>豊かな自然</p> <p>歴史が息づく住みよい地域 米倉</p> <p>～地域の宝を掘りあてよう！～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 思いやり・助け合い育てる絆 団結力</li> <li>2 自然と伝統を守り伝える 結束力</li> <li>3 地域の宝を活かした 発信力</li> <li>4 世代を超えて人が輝く 地域力</li> <li>5 地域は家族 愛があふれる 福祉力</li> <li>6 食の安心安全 地元の資源を活かす 循環力</li> </ol>
	五十公野	<p>美しい自然 歴史息づく</p> <p>ふるさと五十公野</p> <p>～安心安全 笑顔で暮らす楽しい地域～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 声かけ合う 小さなおせっかい</li> <li>2 ふるさとの歴史に興味を持ち伝えよう</li> <li>3 世代を超えてつながる楽しい地域づくり</li> <li>4 自慢できる自然と笑顔の老若男女</li> </ol>

策定年度	地区	活動計画 基本理念（スローガン）	基本目標
27	佐々木	<p>だいすき 佐々木！</p> <p>～ふれあい 人と人 地域の輪～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校、家族、地域のつながりを深めま笑！佐々木地区</li> <li>2 みんなで支え合いま笑！佐々木地区</li> <li>3 防犯防災に強い 安心・安全な地域にしま笑！佐々木地区</li> <li>4 知って大好き 歴史や文化を楽しいま笑！佐々木地区</li> <li>5 暮らしやすい 希望あふれる活発な地域にしま笑！佐々木地区</li> </ol>
	豊浦	<p>つながる輪 広がる和 にっこり笑顔</p> <p>愛ある豊浦</p> <p>～ほっとな地域・宝を育てよう！～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者に優しい地域</li> <li>2 安心して暮らせる地域</li> <li>3 近所のつながりがある地域</li> <li>4 豊浦の宝を活用した地域</li> <li>5 子どもや若者がたくさんいる地域</li> </ol>
28	御免町	<p>住みたい 住み続けたい</p> <p>笑顔あふれる御免町</p> <p>～絆でつなぐみんなのまちに～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心・安全で助け合いのある御免町</li> <li>2 みんなで支え合いの和を広げる御免町</li> <li>3 あいさつでふれ合い笑顔が見える御免町</li> <li>4 誰もがいきいき暮らせる魅力ある御免町</li> <li>5 伝統文化を次世代に継承する御免町</li> </ol>
	東豊	<p>人と人がつながり夢がふくらむ東豊</p> <p>～笑顔とあいさつが広がるまちに～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 みんなでつくる安全・安心なまちに</li> <li>2 明るく楽しい地域活動があるまちに</li> <li>3 豊かな人と人のつながりがあるまちに</li> <li>4 人が集まる魅力あるまちに</li> <li>5 福祉の拠点づくりを進め絆のあるまちに</li> </ol>
	赤谷	<p>自然の恵みを大切に</p> <p>伝統を受け継ぐ赤谷地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 声かけ・あいさつで優しさあふれる助け合いの地域づくり</li> <li>2 豊かな恵みを守り自然を活用した地域づくり</li> <li>3 伝統文化を引き継ぎ次世代につなぐ地域づくり</li> <li>4 新たな魅力を発見し地域の活性化を目指した地域づくり</li> <li>5 誰もが主役になり人が集まる地域づくり</li> <li>6 地域の情報を発信し人と人をつなぐ地域づくり</li> </ol>

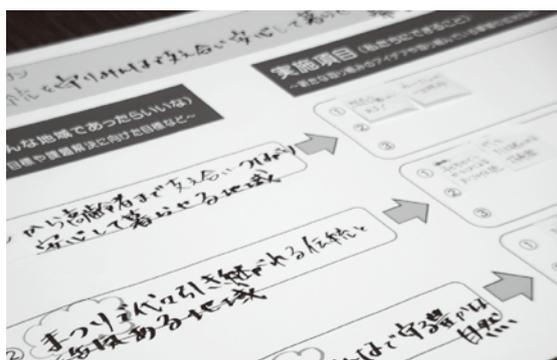
策定年度	地区	活動計画 基本理念（スローガン）	基本目標
28	菅谷	<p>自然の恵みに感謝！</p> <p>老いも若きも支え愛の菅谷</p> <p>～残そう輝く緑 活かそう歴史と文化～</p>	<p>1 自然の恵みに感謝！菅谷</p> <p>2 安心して暮らせる住み良い菅谷</p> <p>3 恵まれた歴史・文化を活かそう菅谷</p> <p>4 老いも若きも支え合うふる里菅谷</p> <p>5 我が郷土の魅力を発信する菅谷</p>
	加治川	<p>住みやすい  桜の里  加治川</p> <p>～声かけ 気づかい 助け合い～</p>	<p>1 助け合い支え合ってつながる地域</p> <p>2 連携の強化による安心・安全な地域</p> <p>3 豊かな自然を育み共生する地域</p> <p>4 伝統的な行事を守り伝える地域</p> <p>5 子ども・若者が輝く地域</p>

※ 地区福祉活動計画は、地域の自治会・各種福祉関係団体・社会福祉協議会及び行政が連携し、地域住民一人ひとりが地域福祉に関して理解を深め、地域における気づき、見守り、支え合いを行っていくために、「そのためには何が必要か」「何をするか」「何ができるか」を協議する福祉懇談会を各地区3～4回開催し、地区活動計画の基本理念（スローガン）、基本目標を掲げ、地域住民が主体となった福祉活動を推進している計画です。  
また、各地区の状況により適宜、見直し等が行われます。



各地区福祉活動計画の表紙





## (2) 成果目標の設定について

平成24年度に実施した市民アンケートでは、過去1年間に地域活動<sup>※</sup>やボランティア活動に参加したことがある人の割合が45%、平成23年度に実施したアンケートでは、地域での支え合い助け合いが必要だと感じている人の割合が88%となっています。これからも市民が住み慣れた地域で安心して生活できるためには、市民、地域団体、事業者、社会福祉協議会、行政などそれぞれの立場で、地域課題を共通認識し、その解決に向けて主体的に地域福祉活動に取り組む必要があります。

そこで、活動の達成度を客観的に評価する成果目標を設定し、中間年度及び最終年度にアンケートを実施して確認することとします。

※ 地域活動とは、自治会活動や学校のPTAなど地域の皆さんによる自主的・主体的な活動のことを言います。

◆ 成果目標

項目	現状値	平成32年度	平成36年度
① 過去1年間に地域活動やボランティア活動に参加したことがある人の割合	45%	50%	55%
② 地域での支え合い助け合いが重要だと感じている人の割合	88%	91%	94%
成果目標の設定理由			
①：地域での福祉活動が行われているかの状況をはかるため。 ②：福祉活動が生まれる前提となる福祉意識の高まりの状況をはかるため。			

3 計画の進捗管理について

平成29年度から36年度までの8年間において、各地区の福祉活動の推進を確実なものにするため、各地区福祉活動計画の実施状況等の点検や情報交換のために、地区ごとの住民代表を含めた連絡体制づくりを進めることとします。

また、その状況を踏まえ、市の担当課である社会福祉課及び庁内関係課や社会福祉協議会で構成する事務局が中心となり、地域福祉（活動）計画全体の推進を毎年検証し、策定委員会に報告することとします。

《進行管理事務局》

- |   |   |
|---|---|
| ○ | 新発田市<br>人権啓発課<br>地域安全課<br>市民まちづくり支援課<br>健康推進課<br>高齢福祉課<br>こども課<br>社会福祉課<br>地域整備課<br>学校教育課<br>中央公民館<br>青少年健全育成センター |
| ○ | 新発田市社会福祉協議会   |

## 資料編

- 1 新発田市の現況
- 2 地区福祉活動計画参加者アンケート結果
- 3 策定関係資料

## 1 新発田市の現況

### (1) 人口と世帯の状況

#### ① 人口及び年齢別人口の推移

国勢調査に基づく当市の人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在 98,611 人となっており、5 年前の国勢調査時の人口の 101,202 人と比べ 2,591 人 (2.6%) の減少となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 年 (2013 年) に公表した推計によると、平成 37 年 (2025 年) には 87,382 人、平成 52 年 (2040 年) には 71,988 人となっており、深刻な人口減少社会を迎えることが推測されています。

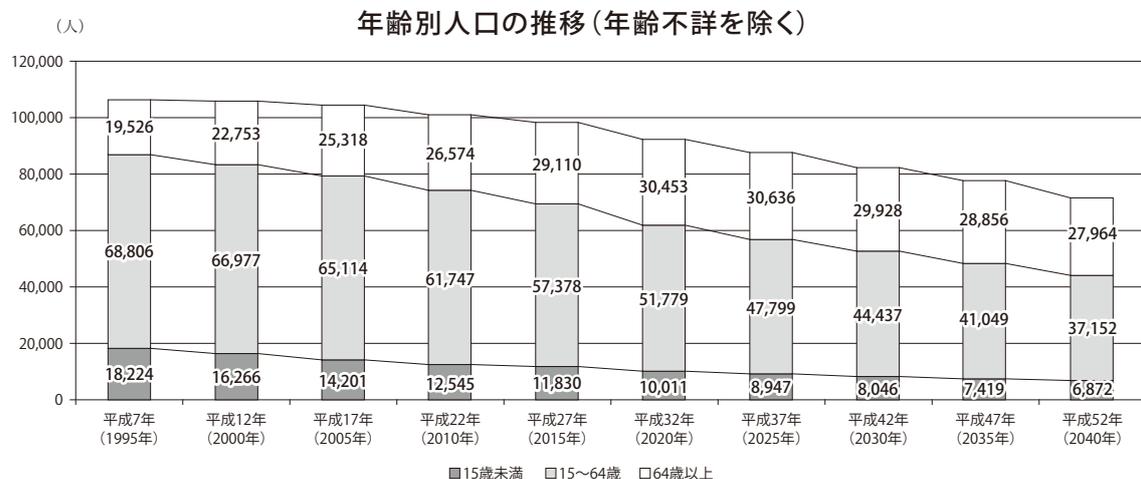
年齢別人口では、5 年前に比べ 65 歳以上の高齢者人口が 2,536 人増える一方、生産年齢人口といわれている 15 歳以上 64 歳未満では 4,369 人減となっています。また、15 歳未満の人口も 715 人減少しています。

年齢別人口の推移

(単位：人)

年 度	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 37 年 (2025 年)	平成 42 年 (2030 年)	平成 47 年 (2035 年)	平成 52 年 (2040 年)
人口	106,563	106,016	104,634	101,202	98,611	-	-	-	-	-
年齢不詳を除く人口	106,556	105,996	104,633	100,866	98,318	92,243	87,382	82,411	77,324	71,988
(構成比率)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
15 歳未満	18,224	16,266	14,201	12,545	11,830	10,011	8,947	8,046	7,419	6,872
(構成比率)	17.1%	15.3%	13.6%	12.4%	12.0%	10.9%	10.2%	9.8%	9.6%	9.5%
15～64 歳	68,806	66,977	65,114	61,747	57,378	51,779	47,799	44,437	41,049	37,152
(構成比率)	64.6%	63.2%	62.2%	61.0%	58.2%	56.1%	54.7%	53.9%	53.1%	51.6%
65 歳以上	19,526	22,753	25,318	26,574	29,110	30,453	30,636	29,928	28,856	27,964
(構成比率)	18.3%	21.5%	24.2%	26.3%	29.5%	33.0%	35.1%	36.3%	37.3%	38.8%
年齢不詳	7	20	1	336	293	-	-	-	-	-

(国勢調査、平成 32 年 (2020 年) 以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計)



## ② 地区別人口の推移

(単位：人)

地区 年	合 計	本 庁 地 区	五 十 公 野 地 区	松 浦 地 区	米 倉 地 区	赤 谷 地 区	川 東 地 区	菅 谷 地 区	加 治 地 区	佐 々 木 地 区	豊 浦 地 区	紫 雲 寺 地 区	加 治 川 地 区
平成7年	106,563	51,218	6,212	2,812	1,602	806	6,086	4,070	3,476	4,216	10,251	8,157	7,657
平成12年	106,016	52,365	6,068	2,656	1,480	731	5,762	3,971	3,671	4,030	9,870	7,970	7,442
平成17年	104,634	52,967	5,861	2,460	1,393	613	5,531	3,842	3,708	3,808	9,688	7,719	7,044
平成22年	101,202	52,262	5,852	2,250	1,238	507	5,038	3,530	3,490	3,565	9,380	7,493	6,597
平成27年	98,611	52,586	5,733	2,037	1,117	403	4,704	3,201	3,361	3,320	8,916	7,114	6,119

(国勢調査)

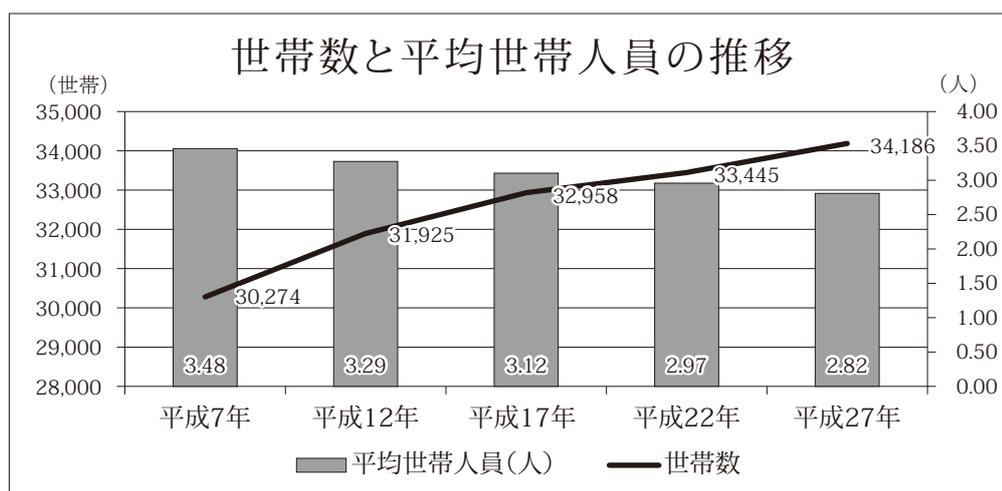
## ③ 世帯の状況

本市の世帯数は増加傾向にありますが、平均世帯人員は減少傾向であり、核家族化の傾向がさらに進んでいます。

世帯数と平均世帯人員の推移

地 区	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	30,274	31,925	32,958	33,445	34,186
平均世帯人員(人)	3.48	3.29	3.12	2.97	2.82

(国勢調査)



## (2) 高齢者の状況

本市の平成27年度末の65歳以上の高齢者人口は29,434人、高齢化率は29.50%となっており、年々高齢化が進んでいます。

また、平成27年度末のひとり暮らし高齢者世帯数は3,124世帯で、全世

帯の8.70%を占めており、年々増加し続けています。

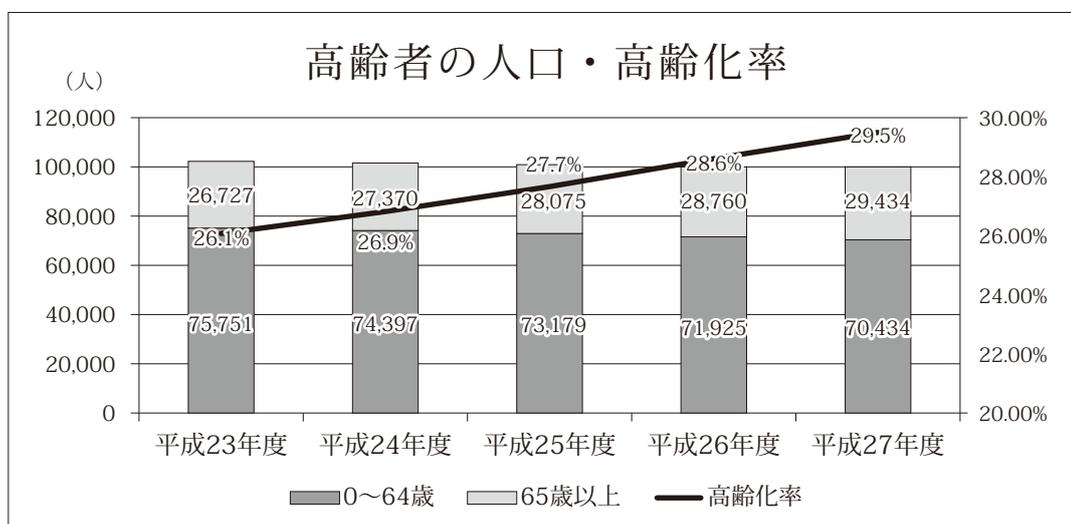
### ① 高齢者の人口・世帯

#### ア 高齢者の人口・高齢化率

(単位：人)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総 数	102,478	101,767	101,254	100,685	99,868
0～64歳	75,751	74,397	73,179	71,925	70,434
65歳以上	26,727	27,370	28,075	28,760	29,434
高齢化率	26.1%	26.9%	27.7%	28.6%	29.5%

(住民基本台帳 3月31日現在)

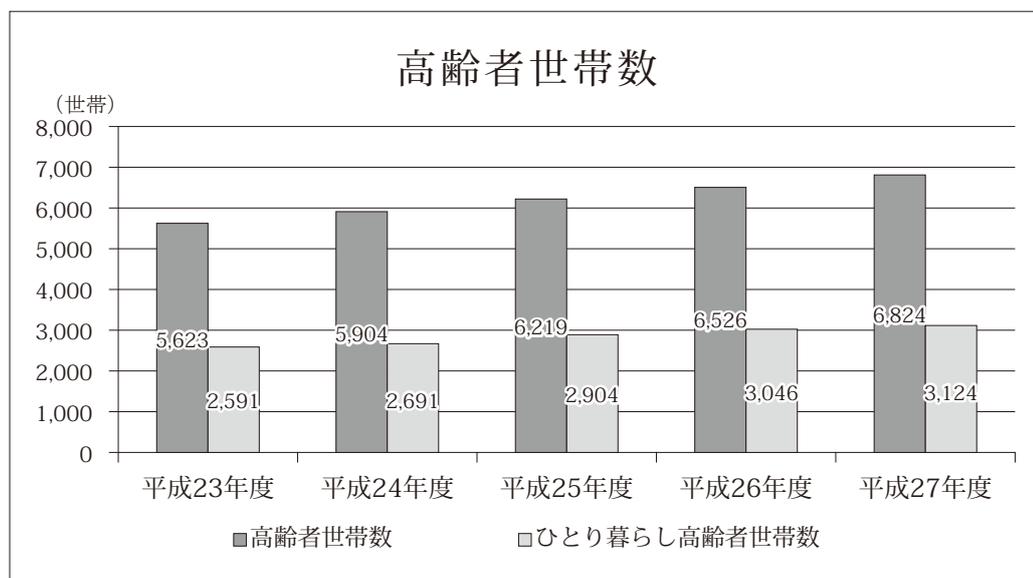


#### イ 高齢者世帯数

(単位：世帯)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
高齢者世帯数	5,623	5,904	6,219	6,526	6,824
ひとり暮らし 高齢者世帯数	2,591	2,691	2,904	3,046	3,124
市全体世帯数	34,911	35,077	35,292	35,585	35,872
高齢者世帯の割合	16.1%	16.8%	17.6%	18.3%	19.0%
ひとり暮らし 高齢者世帯の割合	7.4%	7.7%	8.2%	8.6%	8.7%

(住民基本台帳 3月31日現在)

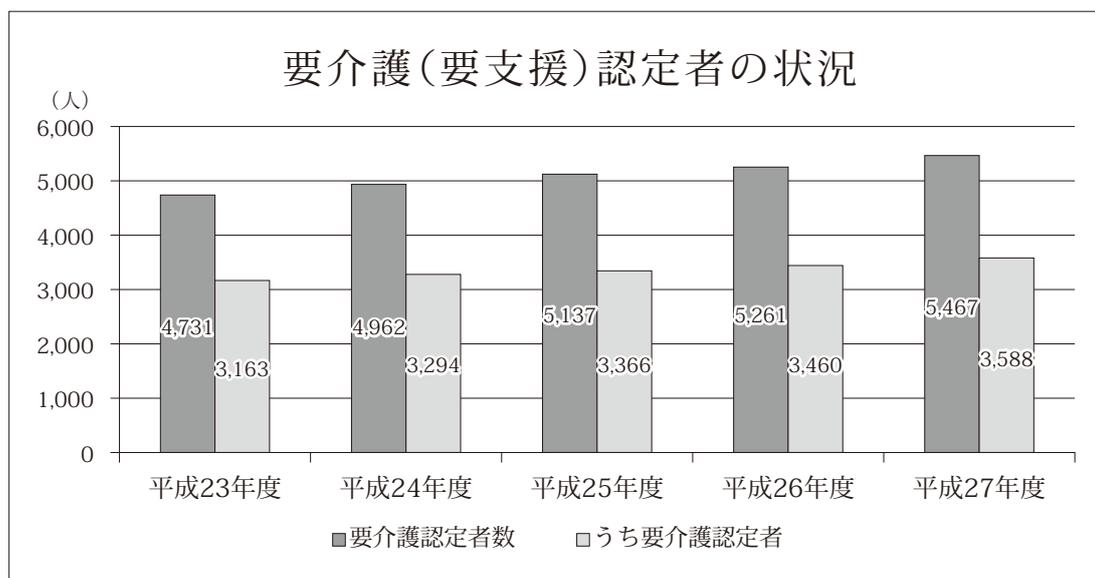


## ② 要介護(要支援)認定者の状況

本市の平成27年度末の65歳以上高齢者(第1号被保険者)のうち要介護、要支援認定者数は5,467人であり、高齢者人口の増加に伴い年々増えています。

区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	認定者数 (人)	構成比率 (%)								
要介護 認定者数	4,731	100.0	4,962	100.0	5,137	100.0	5,261	100.0	5,467	100.0
要支援1	998	21.1	1,076	21.7	1,120	21.8	1,124	21.4	1,161	21.2
要支援2	570	12.1	592	11.9	651	12.7	677	12.9	718	13.1
要介護1	961	20.3	964	19.4	975	19.0	1,025	19.5	1,100	20.1
要介護2	530	11.2	573	11.5	601	11.7	627	11.9	637	11.7
要介護3	526	11.1	532	10.7	559	10.9	574	10.9	555	10.2
要介護4	663	14.0	724	14.6	745	14.5	779	14.8	845	15.5
要介護5	483	10.2	501	10.1	486	9.5	455	8.6	451	8.2

(第1号被保険者 3月31日現在)



### (3) 障がい者の状況

本市の平成27年度末における身体障害者手帳の障がいの種別ごとの人数は、「視覚障がい者」269人、「聴覚・平衡機能障がい」386人、「音声・言語機能障がい」42人、「肢体不自由」2,322人、「内部障がい」876人であり、約60%の方が「肢体不自由」となっています。

#### ① 身体障がい者（児）の状況

(単位：人)

年度	合計	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい
平成23年度	3,939 (44)	294 (1)	367 (6)	42 (0)	2,356 (30)	880 (7)
平成24年度	3,948 (46)	281 (1)	356 (9)	45 (0)	2,377 (29)	889 (7)
平成25年度	3,990 (52)	279 (2)	372 (9)	42 (1)	2,418 (34)	879 (6)
平成26年度	3,930 (52)	274 (2)	381 (10)	42 (1)	2,372 (32)	861 (7)
平成27年度	3,895 (50)	269 (2)	386 (9)	42 (0)	2,322 (33)	876 (6)

※ ( ) は18歳未満の内訳

(3月31日現在)



## ② 知的障がい者（児）の状況

本市の平成27年度末における療育手帳所持者<sup>9</sup>の障がいの種類は、「A（重度）」288人、「B（中・軽度）」489人となっており、年々増加しています。

（単位：人）

年度	交付件数		
	合計	A（重度）	B（中・軽度）
平成23年度	706	283	423
平成24年度	716	288	428
平成25年度	724	286	438
平成26年度	753	285	468
平成27年度	777	288	489

（3月31日現在）

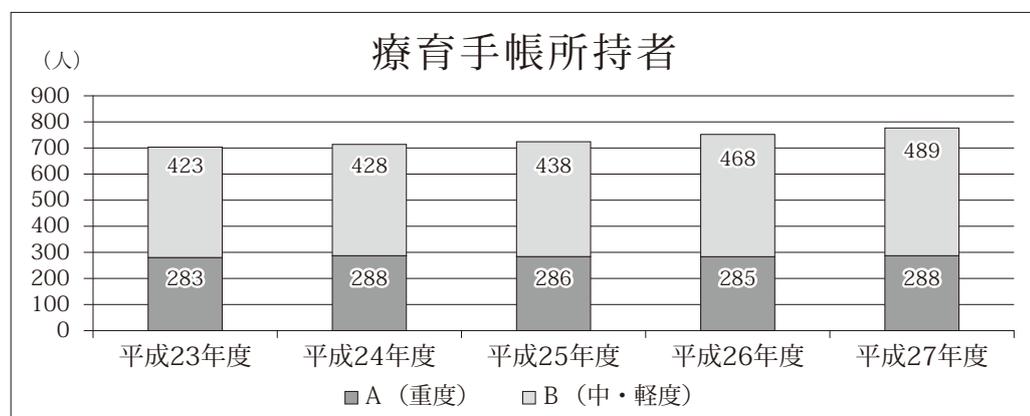
A：1 知能指数がおおむね35以下で日常生活において介助または監護を必要とする方。

2 肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいを有し、知能指数がおおむね50以下で

<sup>9</sup> 1995年（平成7年）に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定された精神障害者に対する手帳制度。表紙の記載から、「障害者手帳」と呼ばれる場合、広義の「障害者手帳」のうち、これのみを指す場合がある。1995年（平成7年）の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正で同法第45条に規定された障害者手帳である。精神障害者が一定の精神障害の状態であることを証する手段となり、各方面の協力を得て各種支援策を講じやすくすることにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。発達障害者に対しても交付される場合がある。本手帳制度の施行により、障害者基本法第2条に規定された障害者（身体障害・知的障害・精神障害があり日常生活に制限を受ける者）に手帳制度が整った。

あつて日常生活において介助または監護を必要とする方。

B：A（重度）に該当しない方



### ③ 精神障がい者の状況

本市の平成 27 年度末における精神障害者保健福祉手帳所持者は、722 人であり、自立支援医療（精神通院）を受けている方は、1,293 人で増加傾向にあります。

#### ア 手帳所持者

(単位：人)

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人数	521	552	594	662	722
前年比 (%)	4.6	6	7.6	11.4	9.1

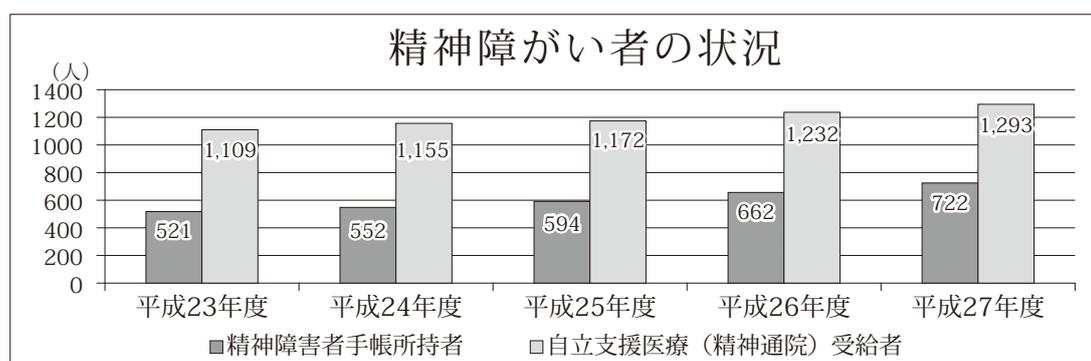
(3月31日現在)

#### イ 自立支援医療（精神通院）受給者

(単位：人)

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人数	1,109	1,155	1,172	1,232	1,293

(3月31日現在)



## (4) 児童の状況

## ① 出生数・合計特殊出生率の推移

## ○ 出生数

(単位：人)

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
新発田市	763	778	747	754	720
新潟県	18,083	17,667	17,476	17,066	16,480
全国	1,071,304	1,050,806	1,037,231	1,029,816	1,003,539

(新潟県福祉保健年報)

## ○ 合計特殊出生率

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
新発田市	1.54	1.52	1.48	1.53	1.50
新潟県	1.43	1.41	1.43	1.44	1.43
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42

(新潟県福祉保健年報)

## ② 世帯構成の推移

(単位：世帯)

区 分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
核家族世帯	16,928	17,475	18,222
ひとり親世帯	2,971	3,267	3,432
三世帯世帯	7,581	6,710	5,687

(国勢調査)

## ③ 保育園・認定こども園入所児童数の推移

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
公立児童数	1,264	1,212	1,202	1,225	1,264
私立児童数	928	1,069	1,157	1,216	1,319
合 計	2,192	2,281	2,359	2,441	2,583
公立施設数	15	15	15	14	14
私立施設数	11	11	11	12	13
合 計	26	26	26	26	27

(4月1日現在)

(5) 生活保護<sup>10</sup>世帯の状況

本市の平成 27 年度末の生活保護世帯数は 698 世帯となっています。

中でも高齢者世帯、母子世帯が増加傾向にあります。

(単位：人)

世帯類型*	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
高齢者世帯	218	249	254	264	286
母子世帯	26	25	25	31	39
障害者世帯	107	105	108	115	119
傷病者世帯	146	43	49	49	51
その他の世帯	107	203	181	185	203
合計	604	625	617	644	698

(3 月 31 日現在)

※世帯類型について(厚生労働省 福祉行政報告例「用語の定義」より)

## ○高齢者世帯

男女ともに 65 歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに 18 歳未満の者が加わった世帯

## ○母子世帯

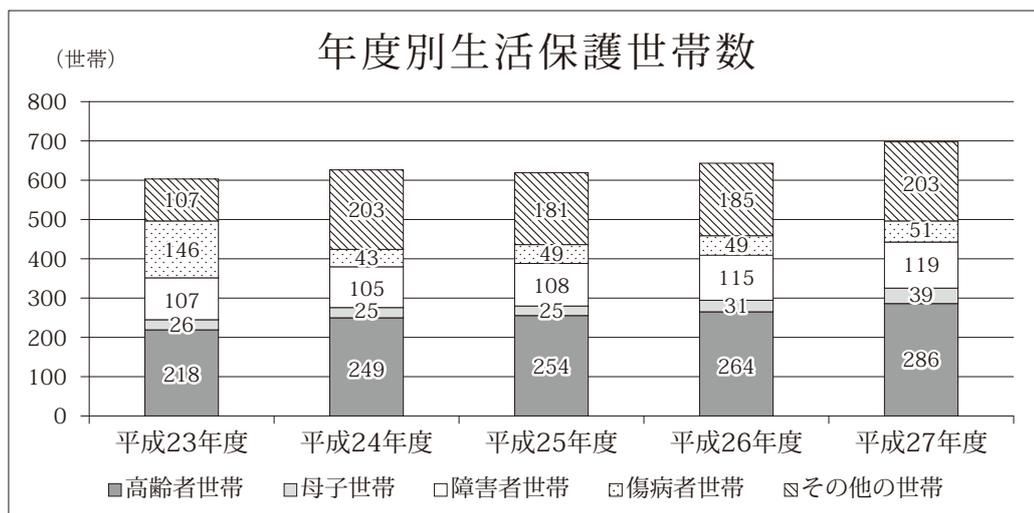
現に配偶者がいない(死別、離別、生死不明及び未婚等による。)65 歳未満の女子と 18 歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

## ○障害者世帯・傷病者世帯

世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯並びに世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

## ○その他の世帯

上記のいずれにも該当しない世帯



<sup>10</sup> 憲法第 25 条に規定する理念(生存権)に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的としている。最低限の生活ができない人間を放置せず、社会全体で支え合うべきであるという価値観が背景にある。高齢化社会に伴って高齢者の受給が増えているため多大な財政負担が発生しており、深刻な問題となっているが、その反面、累進税率に基づいて徴収した税を財源として最も困窮している者に対して支給されるので、所得の再分配機能=格差是正効果もあるとされる。

## (6) 避難行動要支援者の状況

本市の在宅の避難行動要支援者数は、11,714人（平成28年4月22日現在）となっており、このうち自力での避難が困難な方は3,143人で全体の26.8%となっています。

## ① 対象者

(単位：人)

区 分		在宅	施設入所
避難行動要支援者（実数）		11,714	624
内 訳	ひとり暮らし高齢者	3,999	242
	要介護認定者	5,027	624
	障がい者	5,247	169

(平成28年4月22日現在)

## ② 登録状況

(単位：人)

区 分	登録者
自力避難可能	2,170
自力避難困難	3,143
同意者	3,119

(平成28年4月22日現在)

## (7) 地域活動の状況

## ① 新発田市社会福祉協議会の状況

市社会福祉協議会は、「社会福祉法」に基づき設置されている民間の社会福祉活動を推進する、営利を目的としない民間組織です。

民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人等の福祉関係者の参加協力のもと、地域住民が安心して生活できるよう地域福祉の充実のために様々な活動を行い、ボランティア活動等の推進を通じて地域福祉を実践する中核的な役割を担っています。

市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体は、平成27年度末で106団体、人数は1,358人となっています。



## ② 民生委員・児童委員、主任児童委員の状況

民生委員は、民生委員法に基づき地域住民の中から選任され、地域での在宅福祉、地域住民の生活支援等福祉の増進のための相談業務などの日常活動を行うボランティアで、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねています。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けています。

当市では、185名（民生委員・児童委員 166名、主任児童委員 19名）の方が地域福祉の向上のための活動を行っています。

民生委員・児童委員一人当たりの相談件数は、年間30件（月平均2.5件）となっています。

相談内容は、民生委員・児童委員では「日常的な支援」に関する内容が一番多く、主任児童委員では「子どもの教育・学校生活」に関するものが多いとなっています。

平成27年度民生委員・児童委員、主任児童委員の内容別相談件数

(単位：件)

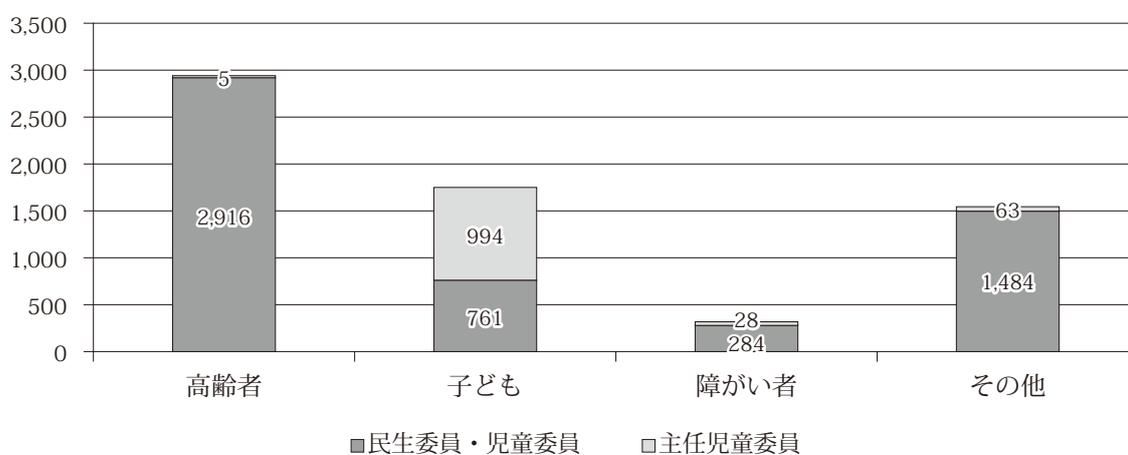
分野	民生委員・児童委員	主任児童委員	合計
在宅福祉	162	0	162
介護保険	91	0	91
健康・保険医療	161	0	161
子育て・母子保健	24	8	32
子どもの地域生活	335	515	850
子どもの教育・学校生活	439	433	872
生活費	125	0	125
年金・保険	26	0	26
仕事	61	0	61
家族関係	168	2	170
住居	116	0	116
生活環境	354	2	356
日常的な支援	1,504	10	1,514
その他	1,879	120	1,999
合計	5,445	1,090	6,535

## 平成27年度民生委員・児童委員、主任児童委員の分野別相談件数

(単位：件)

分野	民生委員・児童委員	主任児童委員	合計
高齢者	2,916	5	2,921
子ども	761	994	1,755
障がい者	284	28	312
その他	1,484	63	1,547
合計	5,445	1,090	6,535

## 平成27年度民生委員・児童委員、主任児童委員の分野別相談件数



## ③ NPO等の現状

本市では、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得したNPO法人は29団体が登録されています。

これらの団体は、福祉、教育・文化、まちづくり、環境など様々な分野で活動を行っています。市内の開設状況は次のとおりとなっています。

## 新発田市が所轄庁となるNPO法人一覧

平成28年12月1日現在

	法人名	定款に記載された目的
1	特定非営利活動法人 赤とんぼ	この法人は、化学合成農薬や化学肥料を使用しない有機農業に従事している生産者の支援、有機農業、有機加工食品等に取り組む生産者・製造者・流通者の育成及び消費者への啓蒙と普及に関する事業を行い、環境保全に寄与することを目的とする。
2	特定非営利活動法人 加治川ネット21	この法人は、次の世代を担う子供たちに対して、地域の文化に根ざしたすばらしい自然環境を引き継ぐため、阿賀北地域の住民と互いに連携を図りながら、環境の保全並びに文化の振興に関する事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とする。
3	特定非営利活動法人 ユー&ミーの会	この法人は、限りある地球の資源の効率的な利用を図るため、生ごみを堆肥として再資源化して土に返す運動を進め、併せて地産地消システムを構築し、地域型循環社会の形成に寄与することを目的とする。
4	特定非営利活動法人 地域と共に暮らす会	本法人は、在宅介護の充実を求め、誰もが住み慣れた“地域と共に暮らせる環境”を享受できる環境整備を目指し、住みやすい住環境の提案を積極的に情報発信することを目的とします。また高齢者等に対し、一人ひとりの尊厳に重点を置いた個別ケアを実施し、利用者自身の自主性と家族とのつながりを大切に介護・高齢者サービスを提供し、活力ある長寿社会の実現に寄与しようとするを目的とします。そして、高齢者が住み慣れた地域で暮らすための新しいケアシステムとして、グループリビング・グループホーム・地域のお茶の間等の設立を進めます。家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、及び機能訓練を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができることを目指します。あくまでも利用者本位のサービスの充実を目指し、その人が最後までその地域で人間の尊厳を損なわずに暮らせる場の環境づくりを大切にします。
5	特定非営利活動法人 ネットワークこころ	この法人は、学校給食を通じて、子供の健康保持、健全育成、教育の一環に貢献し、あわせて、まちづくり及び地域の活性化に寄与することを目的とする。
6	特定非営利活動法人 ときわ里山クラブ	この法人は、五十公野の里山に対して、山林火災予防を含めた里山整備に関する事業を行い、五十公野山の荒廃状況に歯止めをかけ、また、里山整備のほか近隣の荒廃する田園を耕作し田園圃場の自然環境保全整備活動を行い、里山の副産物や田園の収穫物により広くまちづくりの推進を図る活動で寄与することを目的とする。
7	特定非営利活動法人新発 田まちづくりステーショ ン	この法人は、地域の生活者等と協働して、住みよい活き活きとしたまちをつくる為、地域住民の意見を基本にまちづくり事業の研究・提言・実施等の事業を行い、地域環境の向上に寄与することを目的とする。
8	特定非営利活動法人 はとの会	この法人は、社会的にハンディキャップのある人達等への、日常生活支援及び作業等に関する事業を行い、共に支えあえるためのボランティアネットワークを拡充し、福祉活動に寄与することを目的とする。
9	特定非営利活動法人 きらきら家族	この法人は、主に介護や支援を要する高齢者に対して、介護に関する事業を行い、個人の生活の支援と健康の促進に寄与することを目的とする。
10	特定非営利活動法人 新発田夢工房	この法人は、「一般家庭の生ごみを分別収集し、それを堆肥・有機肥料に変え、その堆肥・有機肥料を使って、無農薬の安全・安心なおいしい農産物を作り、一般家庭に供給する」という、地域循環持続型農業のシステムを確立し、それを基盤に、農産物の地産地消、地域住民の食環境や社会生活環境、自然環境に対する意識の高揚を図り、循環型社会の住みよい町作りを目指すことを目的とする。
11	特定非営利活動法人 自立生活センター新発田	この法人は、新発田市民及びその周辺住民に対して、「障害者」が自立した生活を営むために必要な事業を行い、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

	法人名	定款に記載された目的
12	特定非営利活動法人 セルフディフェンスボラ ンティア新発田	この法人は、市民によるまちづくりの推進を図るため、地域安全活動、災害救援活動等の事業を行い、安心して暮らせる地域社会の創造に寄与することを目的とする。
13	特定非営利活動法人 新発田市総合型地域ス ポーツクラブ	この法人は、会員及び地域住民に対して、スポーツの振興と健康づくりに関する事業を行い、青少年の健全育成、健康づくり、競技力の向上を図り、もってまちづくりに寄与することを目的とする。
14	特定非営利活動法人 新発田市手をつなぐ育成 会	この法人は、障害がある本人とその家族が、生まれたこの町で心地よく暮らし続けるために必要な支援に関する事業を行い、障害福祉の向上に寄与することを目的とする。
15	特定非営利活動法人 まちづくり研究会新発田	この法人は、共創・協働による新しい地域社会づくりを活動の理念とし、新しい地域社会づくりに有効となる、新しい公共づくりへの参画と誰もが安心かつ快適に暮らせる心豊かな地域社会づくりに寄与できるコミュニティ活動やボランティア活動を計画・実践・支援することを目的とする。
16	NPO 法人七葉	この法人は、コミュニティバスの運行及びコミュニティ活動拠点の運営事業等を通じ、市民の生活交通の利便向上や地域づくりの基盤を支え、以って、環境にやさしいまちづくりの推進と観光の振興等、地域の活性化に寄与することを目的とする。
17	特定非営利活動法人 しば草会	この法人は精神に疾患を抱えた人のために地域との交流及び通所による創作的な活動又は生産活動を行い、以って障害者等の自立の促進と社会参加に貢献することを目的とする。
18	特定非営利活動法人 作業所あゆみ	この法人は中途障害者が、家に閉じこもることなく、外に出掛け仲間作りの機会を得、さらに社会に結びつく仕事をし、社会参加を果たすことを目的とする。
19	特定非営利活動法人 加治川	この法人は、スクールバス等の運行事業及びコミュニティ活動拠点施設等の運営事業を通じ、子供たちの安全確保や市民生活の利便向上を図り、地域コミュニティの醸成と地域の活性化に寄与することを目的とする。
20	特定非営利活動法人 きいろいふうせん	この法人は、新発田地域において、福祉や文化活動、各種イベント等に参加、協力することをもって、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
21	特定非営利活動法人しゅ わるハンズ	当法人は、聴覚障がいを持つ者、言語障がいを持つ者と健常者が相互に理解と親交を深めて心のバリアフリーを実現するため、手話の講習やこれに係わるイベントの企画・運営などを行い、新潟県民の100人に1人が手話で意思疎通することができるよう、手話のより一層の普及に努めるとともに、障がい者の社会的地位の向上に寄与することを目的とする。
22	特定非営利活動法人 ポジティブライフスポ ーツクラブ	この法人は、新発田市及び近隣地域の子どもから高齢者までの幅広い市民がいつでも前向きに様々なスポーツを気軽に楽しめる地域スポーツクラブとなることを目指し、もって市民一人一人が健康で文化的な生活をおくれる、明るく、活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。
23	特定非営利活動法人 SHIBATA UNITED FC	この法人は、青少年をはじめとした一般市民に対して、サッカー競技（フットサル競技を含む）の普及発展及び競技力の向上に関する事業、審判や指導者の育成に関する事業等を行うとともに、日本サッカーの発展を推進し、サッカーのみならずスポーツ文化の発展と一般市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
24	特定非営利活動法人 新発田科学技術教育ネッ トワーク	この法人は、新発田市を中核にした阿賀北地域の児童生徒に対して科学技術の知識及び情報通信技術を提供し、地域の将来を担う児童生徒の育成と科学技術の振興及び地域の活性化を図ることを目的とする。
25	特定非営利活動法人 縁のかけ橋	この法人は、広く一般市民に対して、被災者・高齢者等に対する日常生活の支援に関する事業、保育施設・福祉施設等に訪問してのイベント等の企画・開催に関する事業、地域住民の交流の推進に関する事業を行い、社会的な弱者の支援及び地域の福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。
26	特定非営利活動法人和 (なごみ)	この法人は、地域住民全てに対して、地域住民同士が助け合って、障がい者の就労継続支援及び就労移行支援を行うことにより、もって地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。
27	特定非営利活動法人 フリースペースみのり	この法人は、精神に病をかかえた方々等が、地域活動支援センターの活動を通して家に閉じこもることなく、外に出かけ仲間作りの機会を得、さらに社会参加を果たすことを目的とする。
28	特定非営利活動法人 新発田地区腎友会なでし こ	この法人は、市民に対して腎臓病の予防及び治療に関する正しい知識の普及と啓発を行い並びに腎臓病患者の自立を支援し社会参加の促進を図るとともに、通院に苦慮している人工透析患者の負担軽減を図るための支援等を行い、もって地域社会の保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

	法人名	定款に記載された目的
29	特定非営利活動法人 あおぞらYOGA	この法人は、数千年にわたり伝承されてきたヨガを現代人の生活様式に則したスタイルで総合的に解釈し、ストレスの多い生活環境のなかでも生き生きと過ごせるよう、ヨガ健康法の実践と瞑想ヨガの学習を通して、ヨガ教室、ヨガトリートに関する事業を行い、人々の体と心の健康の増進に寄与することを目的とする。また国際的な交流、協力活動を推進し、様々な健康法、心身技法を学びあい、助け合う交流を図るなど、海外教育支援事業も行い、多角的な支援を目指すことを目的とする。

#### ④ 自治会、コミュニティの現状

自治会は、地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された任意の団体であり、コミュニティづくりの中心的な担い手で、本市では332の自治会が組織され、市全体での自治会組織率にすると98.8%(平成29年1月1日現在)となっています。

また、自治会同士の情報交換、研修などを目的とした全市的な組織として自治会連合会があり、地域的な課題などの取り組みが行われています。

市では、このような地域の活動の拠点として、現在コミュニティセンターを10か所整備し、地域活動の支援を行っています。



## (8) 社会福祉施設等の状況

本市の社会福祉施設等の整備状況は、次のとおりです。

区分	名称	施設数	内 訳			
			旧新発田市	豊浦地区	紫雲寺地区	加治川地区
高齢者施設	1 地域包括支援センター	5	3	1	1	
	2 老人福祉センター（老人憩いの家含む）	4	1	1	1	1
	3 養護老人ホーム	1	1			
	4 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）地域密着型含む	13	8	2	2	1
	5 介護老人保健施設	2	1	1		
	6 介護療養型医療施設	1		1		
	7 認知症高齢者グループホーム	11	8	2		1
	8 小規模多機能型居住介護施設	5	3	1	1	
	9 軽費老人ホーム（ケアハウス）	3	3			
	10 サービス付き高齢者向け住宅	2	1	1		
	11 居宅介護支援事務所	27	20	4	1	2
	12 老人短期入所施設（生活介護）	15	11	1	1	2
	13 老人短期入所施設（療養介護）	3	2	1		
	14 居宅介護支援事務所	27	20	4	1	2
	15 老人デイサービスセンター	28	21	4	1	2
	16 通所リハビリテーション	4	3	1		
	17 訪問介護事業所	20	14	4	1	1
	18 訪問看護ステーション	5	4	1		
	19 訪問入浴事業所	3	3			
	20 地域ふれあいルーム	15	12	1	1	1
障がい者（児）福祉施設等	21 訪問系サービス事業所	11	8	2		1
	22 短期入所施設	9	7	1		1
	23 日中活動系サービス（就労移行支援）	4	4			
	24 日中活動系サービス（就労継続支援B型）	6	5		1	
	25 居住系サービス（グループホーム）	9	8			1
	26 居住系サービス（施設入所支援）	3	2			1
	27 居住系サービス（生活介護）	3	2			1
	28 日中活動系サービス（生活介護）	4	4			
	29 日中活動系サービス（就労継続支援A型）	2	2			
	30 児童発達支援センター	1	1			
	31 相談支援事業所	12	11			1
	32 地域活動支援センター	6	5	1		
その他の施設等	33 保育園・幼稚園・こども園（私立を含む）	36	30	1	3	2
	34 児童クラブ	18	15	1	1	1
	35 青少年健全育成センター	1	1			
	36 児童館	2			1	1
	37 保健センター	4	2	1		1
	38 病院・診療所	85	72	4	5	4

（平成28年3月31日現在）

## 2 地区福祉活動計画参加者アンケート結果

### ○ 調査の目的

第2期新発田市地域福祉(活動)計画策定のため参考とするもの。

### ○ 調査の概要

- 1 対 象 平成24年度から平成27年度までの間に福祉活動計画を策定した12地区で開催された福祉懇談会に2回以上出席した市民(487人)
- 2 調査期間 平成28年12月15日～平成29年1月27日
- 3 調査内容 全9問
- 4 調査方法 アンケート調査票による本人記入方式(無記名アンケート) 郵送配布、郵送回収

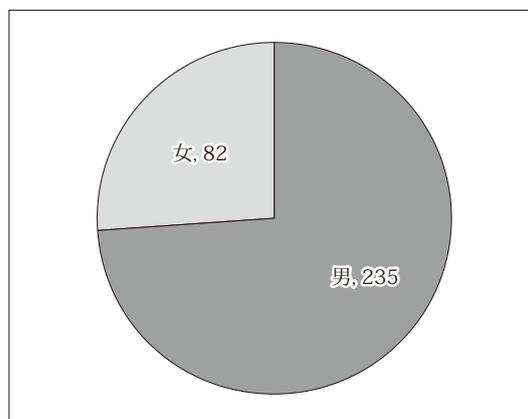
### ○ 回収結果

対象者数 487人  
回収数 317人  
回収率 65.1%

### ○ 集計

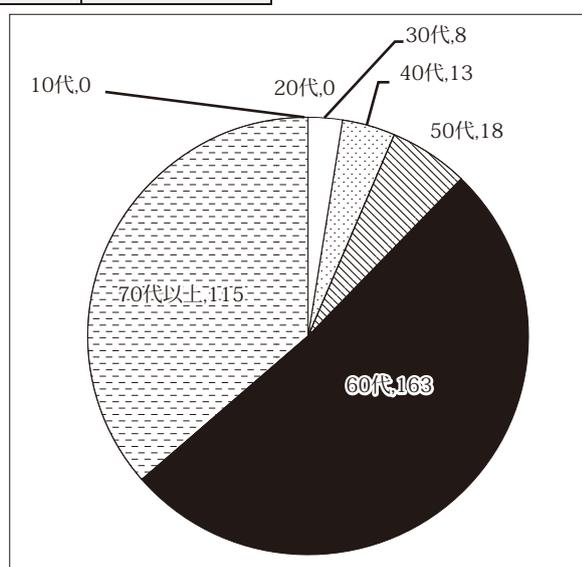
(1) 性別をお聞かせください。

回 答	回答数	構成比(%)
男	235	74.1
女	82	25.9
計	317	100.0



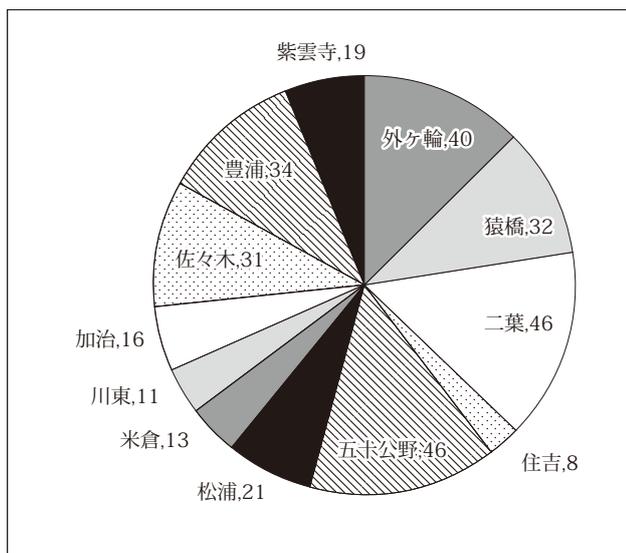
(2) 年代をお聞かせください。

	回答数	構成比(%)
10代	0	0.0
20代	0	0.0
30代	8	2.5
40代	13	4.1
50代	18	5.7
60代	163	51.4
70代以上	115	36.3
計	317	100.0



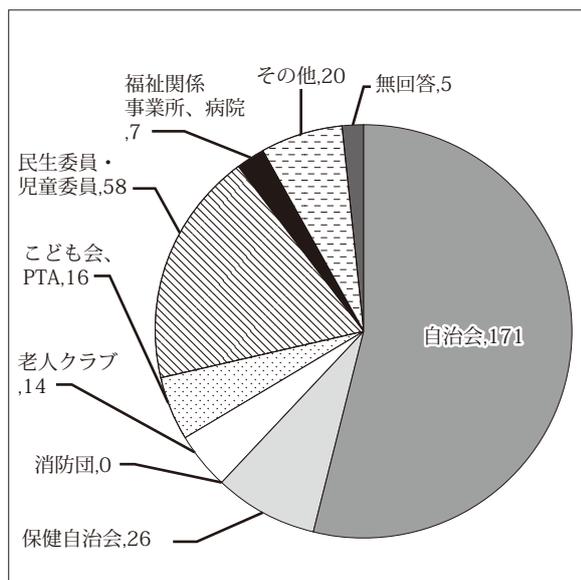
(3) お住まいの地区をお聞かせください。

回 答	回答数	構成比(%)
外ヶ輪	40	12.6
猿橋	32	10.1
二葉	46	14.5
住吉	8	2.5
五十公野	46	14.5
松浦	21	6.6
米倉	13	4.1
川東	11	3.5
加治	16	5.0
佐々木	31	9.8
豊浦	34	10.7
紫雲寺	19	6.0
計	317	100.0



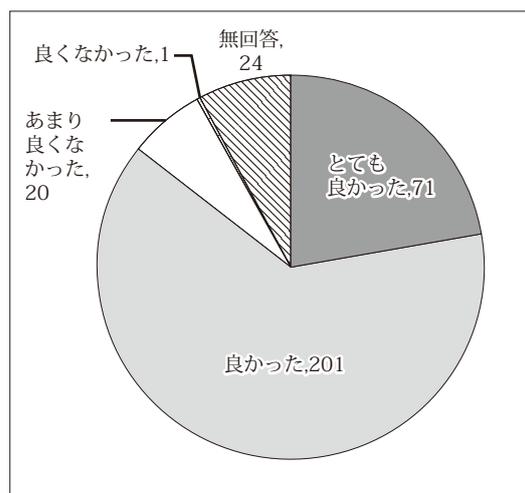
(4) 福祉懇談会に参加した時点での立場をお聞かせください。

回 答	回答数	構成比 (%)
自治会	171	53.9
保健自治会	26	8.2
消防団	0	0.0
老人クラブ	14	4.4
こども会、PTA	16	5.0
民生委員・児童委員	58	18.3
福祉関係事業所、病院	7	2.2
その他	20	6.3
無回答	5	1.6
計	317	100.0



## (5) 福祉懇談会に参加した感想をお聞かせください。

回 答	回答数	構成比 (%)
とても良かった	71	22.4
良かった	201	63.4
あまり良くなかった	20	6.3
良くなかった	1	0.3
無回答	24	7.6
計	317	100.0



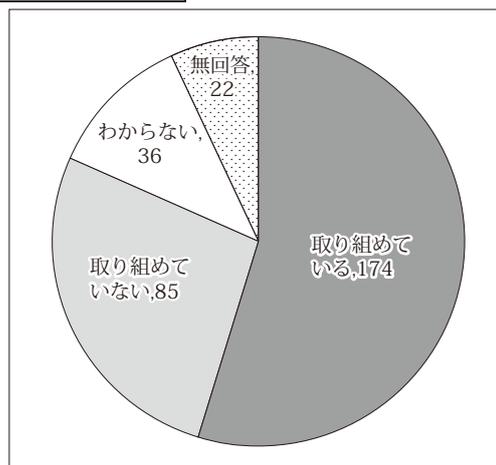
## (6) (5)の理由をお聞かせください。

区分	理 由
とても良かった・良かった	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の良い所、悪い所、これからどんな風にしていけば良いのかわかった。</li> <li>・福祉活動の重要性を改めて確認した。</li> <li>・新発田市福祉関係、並びに地域の各種団体役員の方々と一堂に会して懇談できた。</li> <li>・話しやすい雰囲気の中で様々な立場の方々と意見交換をする事ができとても新鮮で、大変勉強になった。結構たのしく参加できた。</li> <li>・日頃、会う事も話をする事も無いような他集落の人達と一緒に同じ問題を考え、話すことができ、それぞれの集落の考えの違い等を知り良かった。集落間の差がある事が実感できた。</li> <li>・各地域の実状、現状を知ることができ、住居地域内にない状況が理解できた。</li> <li>・他の地域の良い所、悪い所の話を聞いていると自分の地域と自分の地域と同じと今さら思った。</li> <li>・各地域の抱える問題点、悩みが共有できたこと。</li> <li>・福祉関係の事について広く知る事が出来た。</li> <li>・他の地域（町内会）の問題点の解決について多くの意見を聞く事が出来た。</li> <li>・お互いに他地区の様子が分かったこと。共通の問題を見つける糸口になったこと。懇談会出席者の行動が伺えたこと。</li> <li>・他の地域では、どのような活動計画をしているか等を知る機会ができたので日頃話した事のない人と話せて良かった。</li> <li>・各班にいた係の人が上手く回を重ねるごとに楽しかったです。</li> <li>・地域の事をより知ることができ、課題なども見えてきたこと。</li> <li>・改めて地域の良さ又は問題点など良くわかり真剣に考えるようになった。なんとか地域の活性化につながればと思うようになった。微力でもがんばればと思うこの頃です。</li> </ul>

<p>とても良かった・良かった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の子どもたちが元気に明るく育っていくには、どんな関わりが大切になるのかグループで話し合ったことをできることから実践したいです。</li> <li>・どの地域も福祉社会に関心のあることを知った。</li> <li>・地域とのつながりを持って事業を進めていく事の大切さを感じました。</li> <li>・懇談会で活動目標の下地を作る事ができた。</li> <li>・校区内のいろいろな立場（年齢、男女問わず）の方々と膝を交えて内容のある話や意見交換をすることができた。</li> <li>・多くの参加者と限られた時間内ではスムーズにまとまったと思います。</li> <li>・各集落より多くの人に参加してもらえた。その参加者の顔ぶれが年齢、男女の別なくバランスが良かった。</li> <li>・地域の方々から直に課題や要望をきくことができたこと。</li> <li>・懇談会に参加された方は、意識が高いと思いますが、住民は自分の家のことだけで町内をよくしようなんて思ってもいないし、だれかがやってくれると思っていて、協力をしてくれる方は少ないです。</li> <li>・住んでいる地域のことについて多くの世代の方々と語り合い、改めて見直し、考える良い機会であったと思います。</li> <li>・地域の福祉問題を共有できたこと、方向性が少し見えたこと。</li> <li>・各町内会の福祉実施状況の実態が参考になった。</li> <li>・いろいろな立場の人が集まって話し合えたことは良かった。</li> </ul>
<p>あまり良くなかった・良くなかった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総花的な集まりになったと思う。</li> <li>・農業をやっているのが時期的に忙しかった。</li> <li>・小冊子を作成するために行政から誘導されている感じ。</li> <li>・4回の会議のあと、2年経過するが、会議に基づく活動が実践されている話を聞かない。</li> <li>・計画が決まれば自治会の方へおまかせ感がある。</li> <li>・出席者が今の現状や意見を述べ合うだけで、その後、なにをどのように取り組んでいくか話し合うこともなかったし、今も聞こえてこない。</li> <li>・各地域の様子を聞くことができたのは良かったのですが、あれだけの時間を使ったわりには、得るものがあまりなかったのは残念だった。前もって地域に話をしてもらってから全体で話し合うほうが良かったのではないのでしょうか。各個人の意見だけだった様子なので。</li> <li>・時代の流れで若者が流出し、まわりを見ても老人化してしまいました。自分の事が優先し人様の事までなかなか手がまわりません。</li> <li>・時間が短く、決められた方法で協議してただけで、形式だけ整えているように感じた。</li> <li>・市及び社会福祉協議会のみで策定して良かったのではないか。地域住民が参加した理由がよくわからなかった。または説明が足りなかったのでは。</li> <li>・地区全体での取組は良かったと思いますが、実際の取組は各町内会が重要と思います。町内活動の支援をお願いしたい。</li> <li>・住む地域によって環境が違うので考え方が違う。町部と村部では取組が違うと思う。一緒のテーブルで無理がある。</li> <li>・その後の具体的な対策がなく実行に移っていないのが良くないと思います。</li> <li>・集合したが、具体的に目的を知らない方が多かった。もう少し互いに議論する時間が必要だと思います。社協の方々の誘導も強く考える時間が少ないと感じました。</li> <li>・いろんな役職の方が多数参加して懇談でき、その点は評価できたと思いますが、その後、冊子を作成するのみで、地域の福祉がその後活性化したか又その道筋が出来たかという点皆無に思われる。</li> <li>・目的とその後の方向が不十分。</li> </ul>

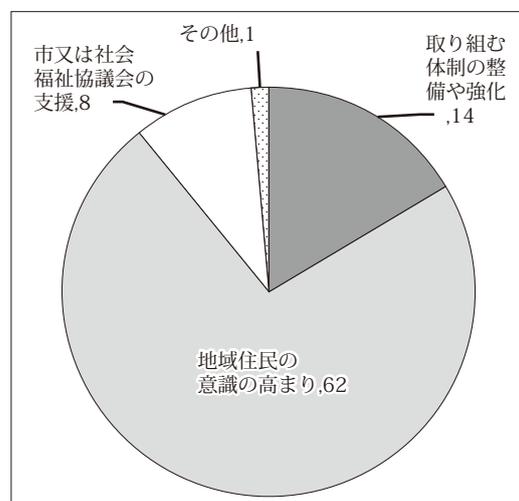
(7) お住まいの地区の活動計画に掲載されている取組事項について、個人・自治会・団体などで出来ることを問わず、取り組んでいると思いますか？

回 答	回答数	構成比 (%)
取り組んでいる	174	54.9
取り組めていない	85	26.8
わからない	36	11.4
無回答	22	6.9
計	317	100.0



(8) (7)で取り組めていないと答えた方にお聞きます。今後、取組を進めるために必要なことは何ですか？最も必要だと思うものを1つ選んでください。

回 答	回答数	構成比 (%)
取り組む体制の整備や強化	14	16.5
地域住民の意識の高まり	62	72.9
市又は社会福祉協議会の支援	8	9.4
その他	1	1.2
計	85	100.0



### 3 策定関係資料

#### ■新発田市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定する「市町村地域福祉計画」（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し、広く市民の意見を反映させるため、新発田市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、地域住民代表者、福祉・医療関係者、関係行政機関の職員等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が任期途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会

長が委員会 に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月18日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

■新発田市地域福祉計画、新発田市地域福祉活動計画策定委員名簿

No.	区 分	所 属 等	氏 名	役職等
1	学識経験者	敬和学園大学	趙 晤衍	教授
2	地域住民代表者	新発田市自治会連合会	稲泉 常市	理事
3		新発田市保健自治会	熊倉 勲	会計
4		新発田市老人クラブ連合 会	田村 光雄	会長
5		新発田市自立支援協議会	池田 しのぶ	会長
6		新発田市ボランティア連 絡協議会	佐藤 孝子	がんばるワン新発田 代表
7		新発田市民生委員児童委 員連合会	高橋 次夫	会長
8		福祉・医療関係者	(福)新発田市社会福祉 協議会	荻野 優志
9	(福)のぞみの家福祉会		樺沢 浩	常務理事
10	(一社)新発田北蒲原医 師会新発田支部		金原 亘	在宅医療・福祉対策 委員会委員
11	新発田東地域包括支援セ ンター		稲田 美幸	主任介護支援専門員
12	関係行政機関職 員	新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部	田中 晋	地域福祉課長

## ■ 第2期新発田市地域福祉（活動）計画策定経過

年月日	会議等	内 容
平成28年7月1日	第1回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期地域福祉（活動）計画の策定について</li> <li>・庁内検討委員会について</li> <li>・地区福祉活動計画策定時の地域課題について</li> <li>・第1期計画で定めた重点課題のふりかえり等について</li> <li>・スケジュールについて</li> </ul>
平成28年7月8日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉（活動）計画の進捗状況の報告</li> <li>・第2期新発田市地域福祉（活動）計画の策定について</li> <li>・委員出席者9名</li> </ul>
平成28年8月30日	第2回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期計画で定めた重点課題のふりかえり等について</li> <li>・今後の進め方について</li> </ul>
平成28年11月29日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期計画の振り返り</li> <li>・第2期計画の構成（案）について</li> <li>・委員出席者11名</li> </ul>
平成28年12月15日 ～平成29年1月27日	福祉懇談会参加者アンケート実施	
平成29年1月13日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期新発田市地域福祉（活動）計画（素案）について</li> <li>・委員出席者10名</li> </ul>
平成29年1月19日	第3回 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期新発田市地域福祉（活動）計画の素案について</li> </ul>
平成29年1月26日	第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期新発田市地域福祉（活動）計画（案）について</li> <li>・委員出席者9名</li> </ul>
平成29年2月2日 ～3月1日	パブリックコメント実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市本庁舎、各支所、ボランティアセンター他、市ホームページで意見募集</li> </ul>
平成29年3月21日	第5回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント結果について</li> <li>・新発田市地域福祉（活動）計画（案）の検討</li> <li>・委員出席者10名</li> </ul>



## 新発田市地域福祉(活動)計画

---

平成29年3月

発行・編集 ■ 新発田市



〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号  
TEL: 0254-22-3030  
URL: <http://www.city.shibata.niigata.jp>

■ 社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会



〒957-0054 新発田市本町4丁目16番83号  
TEL: 0254-23-1000  
URL: <http://www.shibata-shakyo.or.jp>